

川口市監査告示第4号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年1月23日

川口市監査委員 西原 信一郎
同 金井 洋

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和7年11月25日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、川口市議会議員（賛成票を投じなかった議員除く。）による新型コロナウイルス感染症対策寄附金や川口市PCR検査事業などの事業費を含む令和2年度から令和6年度における新型コロナウイルス感染症対策関連予算決議への賛成表決行為に基づく民法第709条及び第719条の損害賠償請求権の行使などといった措置を別紙「職員措置請求書」（事実証明書は添付省略）のとおり求めている。

併せて、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

4 請求の要件審査

令和7年11月14日に請求人A氏が「職員措置請求書」を持参、請求書を確認したところ、請求人欄にA氏の自筆署名があったものの、併せて「請求人B氏より自筆署名による郵送予定」と記載があった。この記載についてA氏に確認したところ、B氏との連名であるとの回答があり、同月25日にB氏からB氏の自筆署名の「職員措置請求書」が郵送された。その後、同月26日及び28日に連名である旨をB氏に確認できたことから、改めて、本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条

第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、所定の形式上の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、関由紀夫監査委員及び船津由徳監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、有資格者監査委員による刑法第156条、第158条虚偽公文書作成行使共同正犯行為が繰り返されているので、住民監査請求前置は、憲法第31条違反法令違憲の主張が最新改訂版抗告理由書に追加されているなどを理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、請求人の主張には合理的な理由が認められず、また、内容的に外部の専門家の判断を求める必要性はないと考えられることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第252条の43第9項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第242条第1項の請求であったものとみなすこととした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、令和2年度から令和6年度までにおける新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算議案（以下「本件各予算議案」という。）に賛成の表決をした議員の行為が不法行為を構成し、損害賠償請求権が発生しており、その行使を怠ることが違法又は不当に財産の管理を怠る事実当該するか否

かについてとした。

2 監査対象部局

職員措置請求書及び事実証明書を確認したが、監査対象に該当する部局はなかった。

3 監査の実施

職員措置請求書及び事実証明書等を基に、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の聴取については、令和7年12月19日に請求人から郵送により陳述書及び新たな証拠の提出があり、同日付けで收受した。

陳述書には、各国国会議員による公聴会等での活動、米国などにおける訴訟関係、審査請求人の主張などが記載されていた。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和7年11月25日から令和8年1月23日まで

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

関係部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 本件各予算議案の議決等の状況について

ア 令和2年度予算

令和2年度川口市一般会計予算は、歳入歳出総額2,079億3,000万円等とする旨、令和2年2月26日に川口市長が令和2年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月25日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出16億181万8千円を追加等する旨、令和2年4月13日に川口市長が法第179条第1項の規定により専決処分（以下「専決処分」という。）をし、6月3日に川口市長が令和2年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月19日の本会議において異議なく承認された。

令和2年度川口市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出626億9,014万4千円を追加等する旨、令和2年4月30日に川口市長が専決処分をし、6月3日に川口市長が令和2年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月19日の本会議において異議なく承認された。

令和2年度川口市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出36億6,628万3千円を追加等する旨、令和2年6月3日に川口市長が令和2年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、6月19日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出32億7,122万6千円を追加等する旨、令和2年6月19日に川口市長が令和2年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、同日の本会議において起立者全員で原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出38億8,182万3千円を追加等する旨、令和2年9月7日に川口市長が令和2年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月25日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出18億5,798万1千円を追加等する旨、令和2年11月30日に川口市長が令和2年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月22日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出5億4,969万7千円を追加等する旨、令和2年12月14日に川口市長が令和2年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月22日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出2億333万9千円を追加等する旨、令和3年1月21日に川口市長が専決処分をし、2月24日に川口市長が令和3年3月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、3月2日の本会議において異議なく承認された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第9号)は、歳入歳出48億2,712万2千円を減額等する旨、令和3年2月24日に川口市長が令和3年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月2日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出7億1,252万6千円を追加等する旨、令和3年3月9日に川口市長が令和3年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月18日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和2年度川口市一般会計補正予算(第11号)は、繰越明許費の追加及び変更する旨、令和3年3月31日に川口市長が専決処分をし、6

月3日に川口市長が令和3年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月25日の本会議において異議なく承認された。

イ 令和3年度予算

令和3年度川口市一般会計予算は、歳入歳出総額2,096億4,000万円等とする旨、令和3年2月24日に川口市長が令和3年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月18日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出7億2,553万5千円を追加等する旨、令和3年4月12日に川口市長が専決処分をし、6月3日に川口市長が令和3年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月25日の本会議において異議なく承認された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出9億9,516万1千円を追加等する旨、令和3年6月3日に川口市長が令和3年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、6月25日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出15億171万9千円を追加等する旨、令和3年6月16日に川口市長が令和3年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、6月25日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出41億7,446万3千円を追加等する旨、令和3年9月6日に川口市長が令和3年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月29日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出15億6,712万3千円を追加等する旨、令和3年9月17日に川口市長が令和3年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月29日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出9億8,044万1千円を追加等する旨、令和3年9月29日に川口市長が令和3年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、同日の本会議において起立

者全員により原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出45億8,359万7千円を追加等する旨、令和3年11月30日に川口市長が令和3年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月23日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出171億821万5千円を追加等する旨、令和3年12月23日に川口市長が令和3年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、同日の本会議において起立者全員により原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第9号)は、歳入歳出38億8,208万8千円を追加等する旨、令和4年2月21日に川口市長が令和4年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、2月28日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和3年度川口市一般会計補正予算(第10号)は、繰越明許費の追加及び変更する旨、令和4年3月31日に川口市長が専決処分をし、6月2日に川口市長が令和4年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月27日の本会議において異議なく承認された。

ウ 令和4年度予算

令和4年度川口市一般会計予算は、歳入歳出総額2,198億2,000万円等とする旨、令和4年2月21日に川口市長が令和4年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月24日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出7億2,701万1千円を追加等する旨、令和4年5月18日に川口市長が専決処分をし、6月2日に川口市長が令和4年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月27日の本会議において異議なく承認された。

令和4年度川口市一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出43億4,391万円を追加等する旨、令和4年6月2日に川口市長が令和4年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、6月27日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出2億7,508万3千円を追加等する旨、令和4年8月25日に川口市長が専決処分をし、9月2日に川口市長が令和4年9月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、9月29日の本会議において起立者多数により承認された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出32億3,159万4千円を追加等する旨、令和4年9月2日に川口市長が令和4年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月29日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出30億1,963万7千円を追加等する旨、令和4年9月20日に川口市長が令和4年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月29日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出37億5,009万円を追加等する旨、令和4年9月29日に川口市長が令和4年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、同日の本会議において起立者全員により原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出31億9,235万3千円を追加等する旨、令和4年11月30日に川口市長が令和4年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月23日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出8億2,998万9千円を追加等する旨、令和4年12月15日に川口市長が令和4年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月23日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出7億9,985万1千円を追加等する旨、令和5年1月27日に川口市長が専決処分をし、2月14日に川口市長が令和5年3月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、2月20日の本会議において起立者多数により承認された。

令和4年度川口市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出18億

6, 071万6千円を減額等する旨、令和5年2月14日に川口市長が令和5年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、2月20日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和4年度川口市一般会計補正予算(第11号)は、繰越明許費の追加及び変更する旨、令和5年3月31日に川口市長が専決処分をし、5月18日に川口市長が令和5年5月川口市議会臨時会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、同日の本会議において起立者全員により承認された。

エ 令和5年度予算

令和5年度川口市一般会計予算は、歳入歳出総額2,335億8,000万円等とする旨、令和5年2月14日に川口市長が令和5年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月14日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出31億3,798万1千円を追加等する旨、令和5年4月10日に川口市長が専決処分をし、5月18日に川口市長が令和5年5月川口市議会臨時会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、同日の本会議において起立者全員により承認された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出21億6,036万3千円を追加等する旨、令和5年6月6日に川口市長が令和5年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、6月29日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出20億7,936万円を追加等する旨、令和5年9月4日に川口市長が令和5年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月28日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出6億3,252万1千円を追加等する旨、令和5年11月30日に川口市長が令和5年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月25日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出48億8,

421万4千円を追加等する旨、令和5年12月15日に川口市長が令和5年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月25日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出12億8,266万2千円を追加等する旨、令和5年12月25日に川口市長が令和5年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、同日の本会議において起立者全員により原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出21億4,097万4千円を減額等する旨、令和6年2月26日に川口市長が令和6年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月4日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和5年度川口市一般会計補正予算(第8号)は、繰越明許費の追加及び変更する旨、令和6年3月29日に川口市長が専決処分をし、6月4日に川口市長が令和6年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月27日の本会議において異議なく承認された。

オ 令和6年度予算

令和6年度川口市一般会計予算は、歳入歳出総額2,554億6,000万円等とする旨、令和6年2月26日に川口市長が令和6年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月25日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出70億9,542万8千円を追加等する旨、令和6年6月4日に川口市長が令和6年6月川口市議会定例会へ議案を提出し、6月27日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出6億8,869万9千円を追加等する旨、令和6年9月3日に川口市長が令和6年9月川口市議会定例会へ議案を提出し、9月30日の本会議において異議なく原案どおり可決された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出2億809万6千円を追加等する旨、令和6年10月3日に川口市長が専決処分をし、11月29日に川口市長が令和6年12月川口市議会定例会へ専

決処分の承認を求める議案を提出し、12月24日の本会議において異議なく承認された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出25億4,779万6千円を追加等する旨、令和6年11月29日に川口市長が令和6年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、12月24日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出20億4,574万1千円を追加等する旨、令和6年12月24日に川口市長が令和6年12月川口市議会定例会へ議案を提出し、同日の本会議において起立者全員により原案どおり可決された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出8億3,140万6千円を追加等する旨、令和7年1月9日に川口市長が専決処分をし、2月25日に川口市長が令和7年3月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、3月4日の本会議において異議なく承認された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出6億6,033万円を追加等する旨、令和7年1月15日に川口市長が専決処分をし、2月25日に川口市長が令和7年3月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、3月4日の本会議において異議なく承認された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出8億8,849万1千円を減額等する旨、令和7年2月25日に川口市長が令和7年3月川口市議会定例会へ議案を提出し、3月4日の本会議において起立者多数により原案どおり可決された。

令和6年度川口市一般会計補正予算(第9号)は、繰越明許費の追加及び変更する旨、令和7年3月31日に川口市長が専決処分をし、6月2日に川口市長が令和7年6月川口市議会定例会へ専決処分の承認を求める議案を提出し、6月25日の本会議において異議なく承認された。

カ 本件各予算議案の内容及び議決の状況

本件各予算議案の内容については、当該議案すべてに新型コロナウイルス感染症対策に係る費用が含まれているか、また、細かな費用まで把

握することは困難である。

また、本件各予算議案への賛否について、川口市議会が作成した会議録には、各議案に対し各議員の賛否の状況が記載されていないことから、どの議員が本件各予算議案にそれぞれ賛成の表決を行ったかどうかは不明である。

(2) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求の対象となる新型コロナウイルス感染症対策に係るものは、細かな費用までは調査することはできなかったものの、調査した限りにおいてはおよそ以下のとおりである。

ア	令和2年度	727億3,012万9千円
イ	令和3年度	243億1,042万6千円
ウ	令和4年度	169億326万1千円
エ	令和5年度	33億3,330万7千円
オ	令和6年度	1,245万9千円

2 判断

請求人は、議員が本件各予算議案に賛成の表決をしたことが不法行為を構成し、賛成した議員に対する損害賠償請求権の行使を川口市長が怠ることが違法又は不当な財産の管理を怠る事実等に該当するため、川口市長に対し損害賠償請求権等を行うよう求めている。

そのため、本件各予算議案に賛成の表決をした議員の行為が不法行為を構成し、損害賠償請求権が発生しているか、その行使を怠ることが違法又は不当に損害賠償請求権の行使を怠る事実等に該当するかどうかについて検討する。

(1) 議員が賛成の表決をした行為が不法行為とされる場合の要件

まず、地方議会の議員の権利について、裁判所は、「地方議会議員は、憲法で定められた地方公共団体の議事機関である地方議会（憲法93条1項）の構成員として、当該地方公共団体の住民による直接選挙で選出され（同条2項）、議会本会議や委員会等における自由な討論、質問・質疑等を通じて、当該地方公共団体の住民の間に存する多元的な意見や諸々の利益を、当該地方公共団体の意思形成・事務執行等に反映させる役割を担っていることから、地方議会の議員には、表現の自由（憲法21条）及び参政権の一態様

として、地方議会等において発言する自由が保障されていて、議会等で発言することは、議員としての最も基本的・中核的な権利というべきである。」と判示している（平成24年5月11日名古屋高等裁判所判決参照）。

次に、本件請求において請求人は、議員が賛成の表決をした行為が不法行為であり、損害賠償請求権が発生する旨を主張している。

そこで、どのような場合に議員が賛成の表決をした行為が不法行為に該当するかどうかについて検討する。

この点について、裁判所は、「議員の発言及び表決が誠実になされたものである限り、これによって成立した議会の議決が後に裁判によって違憲若しくは違法と判断されることがあっても、そのことをもって直ちに、右議員の行為が違法と評価されるべきではないというべきである。しかし、議会内における議員のした発言若しくは表決が、その違法性が明白であり、右行為に故意、過失が認められ、その結果、普通地方公共団体に違法な支出をさせるなどして損害を与えたときには、不法行為を構成する」と判示しており（平成3年1月10日仙台高等裁判所判決参照）、議員の表決を不法行為であると主張する本件請求においても、同様の考え方を適用すべきであると解される。

つまり、議員の表決をした行為の違法性が明白であり、その行為に故意又は過失が認められ、その結果、普通地方公共団体に違法な支出をさせるなどして損害を与えたときに、不法行為が構成されると解すべきである。

これを本件請求について当てはめてみると、本件各予算議案の議決に関し、議員が賛成の表決をした行為の違法性が明白であるか、その行為に過失があったか、その結果、本件各予算議案の議決に賛成することで川口市に損害を与えたかという点が問題となる。

(2) 議員が賛成の表決をした行為は違法性が明白であるか

本件各予算議案の議決に関し、議員が賛成の表決をした行為の違法性が明白であったかどうかについて検討する。

前記平成3年1月10日の仙台高等裁判所判決では、「議員の発言又は表決が直ちに違法と評価されるものではないこと、すなわち、議員の発言又は表決の対象となった議決の内容に関する法的解釈が分かれて、確定的解釈が存在しない状況にある場合には、右発言又は表決が憲法及び法令の遵守義務

を負う議員としての見識に基づき、かつ、相当の根拠と合理性を有する法解釈に依拠している限り、違法と評価されるべきでない」と判示しており、したがって、本件各予算議案の議決をすることについて、それを違法とする法的解釈や確定的解釈が存在していたかが問題となる。

この点について見ると、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項において、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」と初めて定義された。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号において、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」と定義された。

そして、新型コロナウイルスワクチン接種事業（以下「ワクチン接種事業」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づく厚生労働大臣の指示により全国一律で実施されたものである。

したがって、ワクチン接種事業を実施することは、予防接種法による厚生労働大臣の指示に基づく第1号法定受託事務として市区町村に義務付けられたものであり、当該ワクチン接種事業を実施することについて、厚生労働大臣の権限内容に介入する余地はない。

そして、本件各予算議案の議決時において、新型コロナウイルス感染症や新型コロナウイルスワクチンに関する様々な議論、見解が存在した事実は認められるものの、国や厚生労働大臣が公式に新型コロナウイルス感染症の存

在を否定するような事実、新型コロナウイルスワクチンの安全性について否定するような事実、また、ワクチン接種事業を実施しないことを決定したような事実は認められない。

そうすると、このような状況下においては、ワクチン接種事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に要する各種費用を含めた本件各予算議案に議員が賛成の表決をしたときに、それらを違法とする法的解釈や確定的解釈が存在していたと認めることはできない。

したがって、前記のとおり、どの議員が本件各予算議案にそれぞれ賛成の表決を行ったかどうかは不明ではあるものの、議員が本件各予算議案に賛成の表決をした行為について、違法性が明白であったとは認められない。

(3) 議員が賛成の表決をした行為の過失

前記(2)のとおり、本件各予算議案について、明白な違法性がない状況において、議員が賛成の表決をする行為に過失は認められない。

(4) まとめ

以上のことから、本件各予算議案に議員が賛成の表決をした行為について、違法性は明白でなく、過失もないことから、議員が賛成の表決をした行為は不法行為を構成せず、川口市に不法行為に基づく損害賠償請求権は発生していない。

したがって、違法又は不当に損害賠償請求権の行使を怠る事実がないことから、川口市長に損害賠償請求権の行使を求めるとの請求人の主張については、理由がないと判断した。

川口市監査委員 御中
川口市職員待遇請求書 提出日:2025年11月14日

請求期間:行為または懈怠から1年以内(242条2項)の要件についてwhitehouseが研究所起算点を遡認したのが2025年4月18日であるので正当理由あり

監査委員による監査に代えて弁護士による個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由:

I 有資格者監査委員による刑法156条158条虚偽公文書作成行使共同正犯行為が繰り返行われているので、住民監査請求前置は憲法31条違反法令違憲の主張が最新改訂版抗告理由書等に追加されている

II 監査委員は違法と責任の区別がつかず「違法」の意味が理解できないので、監査能力なし。複数AIによる合議のほうがましである。

III 理由不備・判断遅延結果表明の決定くりかえしは無効。法の支配ではなく完全に「人の支配」

IIII 監査請求結果を一定期間website掲載不作為(ccpr19条違反推定)

請求の趣旨

川口市市長に対し、議員(賛成票を投じなかった議員除く)による

下記記列挙された事業費含むR2R3R4R5R6コロナ関連予算決議への賛成表決行為(以下「本件表決行為」という)に基づく民法709条・719条の損害賠償請求権を行使することを求める。

「本件表決行為」議決対象事業を下記に例示列挙

////(住民監査請求書添付 damage19 file a0)

新型コロナウイルス感染症対策寄付金

////(住民監査請求書添付 damage19 file a1)

川口市PCR検査事業

////(住民監査請求書添付 damage19 file a2)

発生届受理固定投入等

////(住民監査請求書添付 damage19 file a3)

広報誌広告掲載

////(住民監査請求書添付 damage19 file c0)

上乗せ委託料事業

////(住民監査請求書添付 damage19 file c2)

接種券送付・集団接種会場運営事業

口 R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為に対する民法709条・719条の損害賠償請求権を行使することを求める。

ハ 地方自治法96条1項13号に規定する、不当利得返還元本債務に関する「法律上その義務に属する」議決不作為に対する民法709条・719条の損害賠償請求権を行使することを求める。

ニ 川口市市長が本件予算決議への賛成表決行為による損害賠償請求権の行使を怠っている事実が、地方自治法242条1項の「違法または不当な必要な措置をなす事実」に該当することの確認を求める。

ホ 本件表決行為等により川口市に生じた損害の回復、および再発防止措置を請うることを求める。

請求の理由

第1 事業の概要

A 本件予算決議表決行為等



イ エクセルdamage19 file e0

違憲違法無効な下記R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議違法な予算支出が審議され、議会多数が賛成表決を行った(以下「本件表決行凸」という)。AI要約Grok3による予算決議対象 要約

令和2年度(R2)予算決議日

- 当初予算: 令和2年2月定例会(2月19日~3月25日)、令和2年3月25日。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和2年5月臨時会、令和2年5月15日(緊急経済対策、事業者支援)。
 - 第2号: 令和2年6月定例会、令和2年6月30日(感染防止対策協力金)。
 - 第3号: 令和2年9月定例会、令和2年9月30日(医療体制強化)。
 - 第4号: 令和2年12月定例会、令和2年12月22日(コロナ追加支援)。
 - 第5号~第6号: 令和3年2月定例会、令和3年3月23日(年度末コロナ対策)。

令和3年度(R3)予算決議日

- 当初予算: 令和3年2月定例会(2月17日~3月23日)、令和3年3月23日(コロナ対策賛成凸)。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和3年5月臨時会、令和3年5月18日(ワクチン接種支援)。
 - 第2号: 令和3年6月定例会、令和3年6月30日(事業者支援拡充)。
 - 第3号: 令和3年9月定例会、令和3年9月30日(医療機関支援)。
 - 第4号: 令和3年12月定例会、令和3年12月21日(第6波対策)。
 - 第5号~第6号: 令和4年2月定例会、令和4年3月23日(オミクロン株対応)。

令和4年度(R4)予算決議日

- 当初予算: 令和4年2月定例会(2月16日~3月23日)、令和4年3月23日(コロナ対策総括)。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和4年6月定例会、令和4年6月30日(コロナと物価高騰対策)。
 - 第2号: 令和4年9月定例会、令和4年9月30日(感染再拡大対応)。
 - 第3号: 令和4年12月定例会、令和4年12月20日(医療体制維持)。
 - 第4号: 令和5年2月定例会、令和5年3月22日(5類移行準備)。

令和5年度(R5)予算決議日

- 当初予算: 令和5年2月定例会(2月16日~3月22日)、令和5年3月22日(5類移行後対策含む)。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和5年5月臨時会、令和5年5月23日(5類移行支援策)。
 - 第2号: 令和5年9月定例会、令和5年9月29日(感染動向監視)。
 - 第3号: 令和5年12月定例会、令和5年12月28日(医療費支援)。
 - 第4号: 令和6年2月定例会、令和6年3月22日(コロナ関連意識調整)。

令和6年度(R6)予算決議日(2025年3月23日時点)

- 当初予算: 令和6年2月定例会(2月14日~3月22日)、令和6年3月22日。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和6年6月定例会、令和6年6月28日(感染症対策継続)。
 - 第2号: 令和6年9月定例会、令和6年9月27日(コロナ関連費縮小)。
 - 第3号: 令和6年12月定例会、令和6年12月20日(感染症対策最終化)。

第4号以降: 令和7年2月定例会(2月~3月予定)、令和7年3月21日頃(推定、コロナ対策はほぼ終了)。

ロ エクセルdamage19 file e3

R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為 議会・議会構成員は住民監査請求人・埼玉県知事等から調停申し立て人からの公開質問状に回答する義務はないが、公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せずに、R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為を継続している。

ハ1 エクセルdamags19 file e4 地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為 地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」とは、普通地方公共団体が国家賠償法あるいは民法の規定により損害賠償責任を負う場合を指す。

議会・議会構成員は住民監査請求人・埼玉県知事から請願申し立て人からの公開質問状に回答する義務はないが、公開質問状受領後、感染症・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せず、R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為を継続している。(ノ)(ラ)(シ)(ド3)(ド)(レ)(ミ)等・立法事実存在により民法703条「法律上の原因なく要件充足する」「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠不提出であったが、38号監査と議案への公開質問状送付を前提としたmail国会において立法事実存在の抗弁不提出という客観面(行為)により、「法律上の原因なく」要件充足推定。下記は限定列举ではなく例示列举とする

/// 受任者市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者兼公法上の任用契約使用者である川口市に寄付金事業等(住民監査請求書 damage19 file a0)における元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。寄付金受贈者に対する川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための黒議会による議決不作為を継続している。 /// 受任者市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者兼公法上の任用契約使用者である川口市にPCR補助金事業等(damage19 file a1)におけるPCR補助金元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。補助金交付者である国に対する川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための黒議会・議会構成員による議決不作為を継続している。

/// 市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者川口市に上乗せ委託補助金事業等(damage19 file c0)における元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための議会の議決不作為を継続している。 /// 市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者川口市に接種券送付・接種会場運営等(住民監査請求書 damage19 file c2)における元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。補助金交付者である国に対する川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための黒議会・議会構成員による議決不作為を継続している。

ハ2 エクセルdamage19 file d 民法96条1項 類推による、同意していない希望の意思表示詐欺取り消し後委託料返還元本債務について地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為。なお公文書開示請求したところ、民法96条1項類推による「接種希望の意思表示」詐欺取り消しの意思表示をした」との主張に対して「個人情報の訂正の請求で取消の意思表示を受理します」との回答をしたが「民法96条1項類推による接種希望の意思表示詐欺取り消しの意思表示は受理すると回答していないが、取消の意思表示は個人情報の訂正の請求で受理する」と意味不明の回答を要領しました。接種者は民法96条1項類推による「接種希望の意思表示」詐欺取り消しの意思表示をした」との主張をしたのですが、ではほかの何の条文(消費者契約法類推?・特定商取引法類推?)で受理しているかの回答なし

本件イロハにより、違法な公金支出、川口市に[不当利得返還債務元本の乗換・法定利息3%遅延利息支払い債務期間の遡行]の損害が生じた。川口市は、本件議決行為が不法行為(民法709条、719条)を構成するにもかかわらず、損害賠償請求権の行使を怠っている。

B 請求の対象

エクセルdamage19 file e1 川口市市長が、本件イロハ議決行為等による損害賠償請求権を行使しないことは、地方自治法242条1項の「違法または不当な必要な措置を怠る事実」に該当する。

第2 本件議決行為等の不法行為該当性

A1 前提としての正犯の違法性阻却事由不存在

i 病原性未証明(令和3年7月28日感染研発487号・令和3年6月8日感染研発187号)遺伝子検出について、病原性未証明・感染症法15条行政検査非該当遺伝子検出について同意不存在。違法性阻却されないので、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪共同正犯構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。予算決議による資金が正犯の「実行を容易にする」要件充足し生命身体に対する何らかの有形力の行使を行ってなくても資金の援助は刑法62条ほう助犯を構成する(最高裁昭和39年4月24日判決詐欺幫助事件・最高裁平成17年7月15日判決組織的詐欺幫助事件等)

ii 20250708厚労大臣会見で藤江氏が大臣から治療終了時期を確認され、2021年2月開始時に治療は終了していない点確認された。接種券・県weballe市 website・同意していない接種希望書に治療中の記載なしなので同意不存在。違法性阻却されないので、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪共同正犯構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。予算決議による資金が正犯の「実行を容易にする」要件充足し資金提供者自身が生命身体に対する何らかの有形力の行使を行ってなくても資金の援助は刑法62条ほう助犯を構成する(最高裁昭和39年4月24日判決詐欺幫助事件・最高裁平成17年7月15日判決組織的詐欺幫助事件等)。

民法96条1項による希望の意思表示詐欺取り消し事由・同意不存在事由はccpr17条違反「治療中の告知なし」に限られない点は86号126号53号57号99号115号36号135-148号監査請求書・議会あて公文書開示請求で詳述。また治療終了日以降に勝手に同意存在となるわけではない、黒塗り不明成分・黒塗り不明製造工程が治療終了日以降も開示されない点、同意不存在であるからである。最高裁昭和56年7月17日判決

A2 違憲違法性

予算決議によりワクチンと称されている病原性未証明「生物兵器」病原体感染症遺伝子治療製剤の投与強制が可能になっているので感染性あり。本件議決行為は、重大明白性要件充足による無効・(改正立法目的物/予算決議目的物/特例承認目的物/供給契約目的物/大臣指示目的物/通知目的物/補助金支給役務提供目的物/委託契約目的物/実施目的物/広報誌広告目的物等製品改訂法違反・予防接種法2条非該当・予防接種法第12条違反・予防接種法附則抄第7条(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の親通措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。要件非充足・薬法第56条違反・薬法第86条88条違反・薬法第88条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反・カルタヘナ条約違反・憲法13条21条25条31条32条33条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反)含む公序良俗違反による無効(民法90条)

に該当する。

前提としての先行行為の無効性・侵害共同正犯実行行為構成要件該当違法性阻却事由不存在法定推定・実態等の違法性について

地裁原審仮差し止め却下決定等において「ワクチン」表記等、弁論主義違反による 無から有を生じさせる無形偽造(主目的請求刑法156条刑法158条予備的請求刑法193条刑法194条とする)共同正犯行為が行われたので(COPI国際規約14条違反推定)、被告等債務者から、債務者奪得なしにより否認抗弁反証証拠等提出されていない定義未確定の表記を東京高裁航空審・控訴審より下記にあらためた。

裁判書による憲法41条違反推定弁論主義規定空文化に根拠規定なし法務省・内閣法制局確認済(20250610法務省秘公31号 20251007内法総113号 20251007内法総118号 20251007内法総119号)

立法事実不存在法定により。

感染症法15条「行政検査」非該当であるにもかかわらず△△(Noun)と呼称されているエラー率不明遺伝子検出

予防接種法2条「ワクチン」非該当であるにもかかわらず○○○○(Noun)と呼称されている「生物兵器」病原体遺伝子治療

予防接種法2条「ワクチン」非該当○○○○を括弧する◎◎◎◎(○○○○をVervに)

①④感染症法65条2法定受託事務非該当であるにもかかわらず、行政△△(Verv)と呼称されている無権限者による違法性阻却事由不存在の侵害共同正犯行為(精神による脳幹損傷等の可能性が憲法25条違反)(先行行為の無効性)

①⑤予防接種法29条法定受託事務非該当であるにもかかわらず、○○(Verv)と呼称されている無権限者による違法性阻却事由不存在の侵害共同正犯行為

②⑦感染症法65条2法定受託事務非該当であるにもかかわらず、△△***(Verv)と呼称されている権限なき主体厚労省による違法性阻却事由不存在の侵害共同正犯行為(精神による脳幹損傷等の可能性が憲法25条違反)(先行行為の無効性)

③⑧予防接種法29条法定受託事務非該当であるにもかかわらず、○○***(Verv)と呼称されている権限なき主体厚労省による違法性阻却事由不存在の侵害共同正犯行為(先行行為の無効性)

エラー率不明について：例えば狂痘検査薬のエラー率を評価するには実際の狂痘がゴールドスタンダードとなるが、病原性未証明(令和3年7月28日感染症研究487号・令和5年3月8日感染症研究187号)によりゴールドスタンダードなし。但し呼称されている点自体は公知の事実であるといえる。機能獲得研究に投資してiV:qqnqlo.ORG国連傘社等利益相反のあるplatformerから快問されていなかった。

①⑤①について20250708厚労大臣会見で藤江氏が大臣から治験終了時期を確認され、2021年2月開始時に治験は終了していない点確認された。接種券・票 website市website・同意していない接種希望書に治験中の記載なしなので同意不存在(COPI国際規約7条違反推定・最高裁昭和56年7月17日判決)

厚生労働省コロナ相談室0120 565653 回答「新型コロナウイルスを科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応している。このことは厚労省ホームページには記載していない」→科学的に証明する資料なく、あるものとして対応されている病原体に対する指定感染症指定権限・科学的に証明する資料なく、あるものとして対応されている病原体に対する○○○○(予防接種法2条「ワクチン」)の定義にあたらぬ○○○○と呼称されている遺伝子治療かつ、がん原生試験・遺伝毒性試験必要な核酸医薬品特例承認権限なし・大臣指示権限なしを自認しているからwebsite掲載してないのではないかと問うた。後者指しどころがなければwebsite掲載可能なはずである。日本の場合王様は最初からハダカだった。

王様は最初からハダカだった要因

看護師有資格者「自宅で自己採取したスワブを郵送できる2種感染症とは意味不明である。郵便法に載れるので生きた感染症媒体は郵送できないはず」。歯科医師会長「歯科でコロナ感染1例もなし」。世界一密な朝夕通勤電車で規制なし。風俗営業で規制なし。2020年超過死亡マイナス・インフル検査抑制による死因の付け替え

存在することが前提とされている？(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(感染症0210-5号)もしくは法定病原体ではない病原体感染症に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在のため特例承認医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・予防接種法附則第7条要件非充足・予防接種法第6条第3項要件非充足・予防接種法29条「法定受託事務」非該当により「法定受託事務」**①④違反違法無効**②⑦目的物医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・**②⑧目的物予防接種法附則第7条要件非充足・予防接種法第6条第3項要件非充足・**②⑨目的物予防接種法2条「ワクチン」非該当・**②⑩目的物表示法違反・**②⑪目的物広告目的物薬機法66条68条違反・**②⑫目的物薬機法68条の10第1項違反・**②⑬目的物薬機法56条違反・**②⑭目的物生物兵器条約違反・**②⑮目的物製造物責任法違反・**②⑯目的物カルタヘナ条約違反・予防接種法第12条違反・予防接種実施規則5条の2違反・医師法予防接種法23条3項第5項医療法第1条の4第2項違反・憲法13条憲法25条憲法29条憲法31条憲法76条3項違反憲法85条違反・通信傍聴監視違反→ただし立法事実存在の抗弁が提出された場合に感染症法予防接種法等が適用となるので刑法各罰条・民法719条415条違法性阻却事由不存在が推定される。(厚生労働省が接種後の有効性に関して打って免罪するという「ブレイクスルー感染」なる用語を標ぼうしていたので、有効性なしを自ら認認)

存在することが前提とされている？(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(感染症0210-5号)もしくは法定病原体ではない病原体感染症に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在のため特例承認医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・予防接種法附則第7条要件非充足・予防接種法第6条第3項要件非充足・予防接種法29条「法定受託事務」非該当により「法定受託事務」○○④違反違法無効(○○目的物医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・○○目的物予防接種法附則第7条要件非充足・予防接種法第6条第3項要件非充足・○○目的物予防接種法2条「ワクチン」非該当・○○目的物表示法違反・○○目的物広告目的物薬機法66条68条違反・○○目的物薬機法68条の10第1項違反・○○目的物薬機法56条違反・○○目的物生物兵器条約違反・○○目的物製造物責任法違反・○○目的物カルタヘナ条約違反・予防接種法第12条違反・予防接種実施規則5条の2違反・医師法予防接種法23条3項第5項医療法第1条の4第2項違反・憲法13条憲法25条憲法29条憲法31条憲法76条3項違反憲法85条違反・通信傍聴監視違反→ただし立法事実存在の抗弁が提出された場合に感染症法予防接種法等が適用となるので刑法各罰条・民法719条415条違法性阻却事由不存在が推定される。(厚生労働省が接種後の有効性に関して打って免罪するという「ブレイクスルー感染」なる用語を標ぼうしていたので、有効性なしを自ら認認)

違反・条約不遵守・違法な事業を目的としており、地方自治法96条の議決権限を逸脱。賛成表決は違法な議案を承認する行為であり、違法性が明白である。

判例の要件「相当の根拠と合理性を有する法解釈に依拠」平成3年1月10日の仙台高等裁判所判決してれば違法性の要件充足しない

下記の (1)重大性明白性要件充足 無効 (2)公序良俗違反要件充足 無効により「相当の根拠と合理性を有する法解釈に依拠」非該当

(1)重大性明白性 要件充足により 無効

I 感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在により指定感染症指定・国会予算決議・発生届受理・特例承認・供給契約・事務連絡通知・大臣指示・委託契約等先行行為無効(主位的請求 先行行為の無効性 予備的請求 先行行為違法性とする)により△△・〇〇のため予算決議権限なし。無権限者による予算決議であり重大性明白要件充足し無効

立法事実存在不存在は主観事実ではないので立法事実存在の抗弁不提出であっても住民訴訟等で強制自由は成立しないが、国会(公開質問状)・市長・保健医療部長・疾病対策課長・健康増進課長・監査委員などにより立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在推定。

II 仮に立法事実が存在する場合でも指定感染症指定無効

仮に感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立法事実が存在する場合でも、厚労省発0219第80号で開示された第36回厚生科学審議会感染症部会持ち回り審議(新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定)において審議に関わった関係者に配付された全ての文書において、感染症の分離報告は含まれておらず(日 12 号証 20250219厚労省発0219第80号)、分離報告を指定感染症指定の根拠にしていないのであるから指定感染症指定は「重大性明白」要件充足し無効である。

(2) 公序良俗違反 無効

I 監査は1回の手続まではあるが、直近提出最新状況変更申請記載 86号126号53号57号99号115号36号135-148号審査終了時までには主張した(ソ)(ラ)(シ)(ド3A)等「先行行為の無効性」争点についてはこの最新審査請求書で主張済みとする 主位的請求先行行為の無効性 予備的請求先行行為の違法性とする。

II 「虚偽の風説の流布」(米国2003年反市場濫用指令1条)・「風説の流布」(金融商品取引法第158条)

公衆衛生は無関係であるにもかかわらず感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等を根拠とした予算決議はあたかも公衆衛生と関係があるかのような表明行為であり表決行為は「虚偽の風説の流布」(米国2003年反市場濫用指令1条)・「風説の流布」(金融商品取引法第158条) 幫助行為該当推定される。

仮にSarsCov2が厚労省発0210-5号で定義された法定病原体と認定された場合

南アフリカのWHO脱退法案の原文

>> 英版の、あるいは詐欺的なパンデミックやその他のスキームが、貧困層や労働者階級から億万長者や企業に富を移転しているという証拠があり、WHOの暴利行為への支援によって可能になっている。



>> 2020年2月4日、FDAとHHSは緊急使用許可(EUA)と公衆緊急事態準備法(PREP Act)の発動根拠を宣言。

製造輸出国米国、英国、豪州、加州、韓国、独、伊におけるCOVID-19対策における軍と情報機関の連携を可能にしたCBRN(大質量破壊兵器)緊急事態に関する2つの宣言

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-02-07/pdf/2020-02496.pdf>
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-17/pdf/2020-05484.pdf>

SARS-CoV-2は当初から自然発生の病原体ではなく生物兵器として扱われていたという証拠である。EUAは本来、化学・生物・放射線・核(CBRN)兵器による攻撃に対する緊急対応として設計された法的枠組みであり、季節性インフルエンザのような自然発生の感染症を想定したものではない。OTA契約の下では、武器システムの試作品開発として分類され通常の医薬品に適用される現行優良製造基準(GMP)規制、第1~3相臨床試験の法的要件、安全性データの独立検証などが一切適用されない。ワクチンと呼称されている「遺伝子製剤」が、法的には「武器の試作品」として扱われ、民間医薬品としての安全性基準を満たす義務を負っていない。PREP Actによる完全免責である。製造、流通、投与に関わるあらゆる当事者が法的責任を免除。軍事技術の民間人口への無許可人体実験に他ならない。しかも、EUAとPREP Actによる法的保護により、この人体実験の結果について誰も責任を負わない完璧な免責体制。

機能獲得研究と医療対策開発が同一のネットワークによって推進されてきた。エコヘルス・アライアンスの資金源分析によれば、総額1億1,800万ドルの政府資金のうち4,200万ドルが国防総省から、6,500万ドルがUSAID(CIA代理機関)から提供されている。公衆衛生機関からの資金は相対的に少なく、この「健康研究」組織の裏面的な性格が軍事・諜報活動にあることを示している。
引用元: The Deep State Goes Viral: Pandemic Planning and the Covid Coup by Brown Stone Instituta ISBN-10 1630692999 ISBN-13 978-1630692995

>> EUA(緊急使用許可)は、化学・生物・放射線・核(CBRN)剤による攻撃の場合のみを対象とし、通常のウイルス感染症の拡大には適用されない。EUAプロセスでは、治験審査委員会の承認、インフォームドコンセント、製造品質管理の基準などの通常の医薬品規制は適用されない。製造輸出国政府はCOVID-19を「動物由来ウイルス性呼吸器感染症」と偽り、国家安全保障会議(NSC)が対応を主導した。オペレーション・ワープスピードは国防総省が主導し、その他の取引権限(OTA)を利用して規制を回避した。アストラゼネカの幹部全員の音声記録によれば、同社は2017年から国防総省と協力関係にあり、2020年2月4日にCOVID-19が「国家安全保障上の脅威」に分類された。FDA承認済みとされたワクチンは実際にはEUA版であり、承認済み版は米国では出荷されなかった。これにより、PREP法による免責措置を維持しながら、ワクチン接種義務を強制することができた。VAERSデータの分析を通じて、COVID-19ワクチンは季節性イ

ンフルエンザワクチンと比較して、1ロットあたり15~41倍の重篤な有害事象と40~152倍の死亡例を示したことを発見した。ロット間のばらつきは約1000%に及び、これは医薬品の製造管理および品質管理に関する基準(cGMP)に準拠していないことを示していた。

引用元:資本家を被告とするオランダの民事訴訟で、原告から証人申請されたsasha 氏substack 記事より引用

なお、住民監査請求人兼住民訴訟原告は今までの各号監査請求において病原体自体の「生物兵器」性は主張していなかった。20210509内閣官房参与高橋洋一氏「日本はこの程度の『さざ波』」。発言をされた頃、死者多数が多いとされていた欧米でもRenz弁護士「病院内で人工呼吸器やレムデシビルで殺された患者さんたちがコロナ死で計上されている」発言等があり、日本国内では厚生省・医師会のインフルエンザ検査をするなどの事務連絡通知により、死因の付け替えが行われていたからである。

参考: 3週間で世界同時発生した謎: COVID死亡の真犯人は病院だった(2025年最新デニス・G・ランクール論文)

>>SersCov2開発には、米国のバイオ戦争の本拠地であるフォート・デトリックの国防総省が関与していたという文書化された証拠があります。Kennedy弁護士の著作物に証拠として提出済。FDAは武器の開発を支援し、今では私がフランケンシュタインと呼ぶものを承認しています。ワクチンとは呼びません。

引用元:資本家を被告とするオランダの民事訴訟で、原告から証人申請されていた故Francis Boyle博士interview 記事より引用

USAID等にfundingされた機能獲得研究とやらにより得られた人工改変病原体(病原体名称あるが病原性未証明)自体が「生物兵器」と定義されていたということである。感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス対策特別措置法等が適用される立法事実不存在によりそのような病原性未証明「生物兵器」病原体感染症に対する感染症指定施設・病原性未証明「生物兵器」病原体感染症に対するワクチンと呼称されている遺伝子治療薬の特例承認は無し。仮に何らかの加害物質による有形力の行使があった場合はサリン事件のような刑事事件対応案件である。先行行為の無効性の要件充足推定される。

独立国として日本より比較的多くもIndiaは3回目以降は供給契約締結を断っている。世界でいちばん最初に人体実験させられたイスラエル等の先行指標統計等を考慮したものと推定される。

III 憲法9条違反 改正立法目的物・予算決議目的物・特例承認目的物・供給契約目的物・大臣指示目的物・通知目的物・補助金支給役務提供目的物・委託契約目的物・実施目的物・広報防衛目的物等カルタヘナ条約違反生物兵器条約違反により憲法9条違反 湾岸戦争時に米軍兵士を中心とする多国軍兵士にイラク軍による生物化学兵器攻撃対策と称して、様々な混合ワクチンと実験用薬物が強制的に投与された。このときワクチンの接種を拒否したフランス軍の兵士達は、甚大な被害を一切受けなかった。

III 憲法13条違反 20250708厚労大臣会見で藤江氏が大臣から治験終了時期を承認され、2021年2月開始時に治験は終了していない点確認された。接種券・県website市website・同意していない接種希望書に治験中の記載なしなので同意不存在。予算決議によりワクチンと呼称されている遺伝子治療が強制可能になっているので、予算決議に処分性あり。20251010厚労大臣会見で超過死亡の発生がspss公式統計書及とともに確認された。ワクチンと呼称されている遺伝子治療剤接種が先行した米国で陣死者20%増加

a 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が棄損されているにもかかわらず、裁判所において憲法条文・民法法が空文化され裁判を受ける権利・納税者訴訟を提起する権利が全く保障されていない点(憲法31条違反・憲法32条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

裁判所が根拠規定なく弁論主義規定を空文化している(憲法41条違反推定)点については、根拠規定ない点につき法務省あて公文書開示請求(202505223法務省秘公23号・20250610法務省秘公29号・20250610法務省秘公30号・20250610法務省秘公31号・20250702法務省秘公36号等)・内閣法制局あて公文書開示請求20251007内法総113号 20251007内法総119号等)にて確認済

b 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が棄損されているにもかかわらず、無権限の高裁15民事部裁判官に公文書偽造行使され、裁判を受ける権利が保障されていない点(憲法31条違反・憲法32条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

高裁15民事部裁判官が根拠規定なく公文書偽造行使している(憲法41条違反推定)点については、根拠規定ない点につき法務省あて公文書開示請求・内閣法制局あて公文書開示請求確認済(現在審査請求中)

c 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が棄損されているにもかかわらず、文書不開示により裁判を受ける権利・実質的審査請求を受ける権利が保障されていない点(憲法21条違反・icppr国際規約19条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

d 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が棄損されているにもかかわらず、有資格者監査委員による虚偽公文書作成行使により実質的住民監査請求を受ける権利が保障されていない点(憲法31条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

α 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が侵害されているにもかかわらず、最高裁憲法裁判による憲法76条3項違反により独立した第三者機関による裁判を受ける権利が保障されていない点(憲法32条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

なお厚生保護法法令違反判決では有罪の手術と偽ったという欺罔が個別の新設の中で事実認定されたが、ワクチンと呼称された遺伝子治療・治療中の告知なし・Peter Doshi氏書及プロセス1治療除外5倍・承認された薬剤がプロセス1でじっさいに投与された薬剤がプロセス2(252人のみで試験され公式data非公開・承認外成分含有)・未記入を未検閲に参入等も欺罔と事実認定されるかが住民訴訟の課題である。

v 法令違反判例違反・適用違憲判例違反

イロハ日衛生保護法法令違反判例違反・らい予防法適用違憲判例違反

(3)その他判例について 「数量性の限界を明らかに逸脱」裁判平成6年9月23日判例は有権限である場合の判例であって、無権限の場合には適用されない。各号住民監査請求において、議員の評決行為の対象となる市長・保健医療部長・疾病対策課長・健康増進課長とのらを主体とする後行行為財務会計行為とその先行行為事実行為・先行行為法律行為等について、監査請求人が主張した先行行為の無効性について、市長どによる弁明書提出不作為・監査委員による虚偽公文書作成行使等により、「無権限者が有権限であることを立証せず」に数量性を主張している。

B 故意または過失

(ア)故意の要件

i 刑法38条故意・刑法62条故意の要件充足推定

a1 資金提供時の犯罪認識について 2021年2月15日9時AM 厚労省コールセンター0120 565653稼働開始「新型コロナウイルスを科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応している。このことは厚労省ホームページには記載していない」。この点「大量破壊兵器はなかった」があとから判明した事例とはちがいが、当初から「大量破壊兵器はなかった」のである。薬機法66条違反「検査」表記という客観面追認により予算決議時に正犯による傷害共同正犯実行行為を認識していることが推定される

a2 資金提供時の犯罪認識について clinicaltrials.gov等で治験終了日は公開されていたので「接種券・県website市website・同意していない接種希望書に治験中の記載なし」という客観面追認により予算決議時に正犯による傷害共同正犯実行行為と結果の認容を認識していることが推定される

b 相当期間内にロ R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為・ハ1地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為・ハ2地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為という客観面から 刑法38条故意・刑法247条刑法62条故意の要件充足推定される

c 86号126号53号57号99号115号36号135-148号監査請求人が証拠乙37を提出した126号監査時点から、対照実験を行うことが原始的不能により、存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)・病原性未証明「生物兵器」病原体SarsCov2に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出することは、客観的に原始的不能である。住民監査請求が「請求棄却」だったとしても議員監査委員を経由して証拠乙37にもとづく予算決議無効確認を行うことが可能であるにもかかわらず予算決議無効確認不作為を継続しているので、刑法38条確定的故意・刑法247条刑法62条確定的故意の要件充足推定される

d 住民監査請求人・埼玉県知事あて請停申し立て人からの公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せずに、病原性未証明「生物兵器」病原体感染症5種定点発生届受理含む固定費投入R7予算決議という客観面から積極的加害の意思という確定的 刑法38条故意・刑法208条刑法62条故意の要件充足推定される。

住民監査請求人・埼玉県知事あて請停申し立て人からの公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せずに、特例承認ではないが違法性を承継する一部変更通常承認されたワクチンと呼称されている病原性未証明「生物兵器」病原体遺伝子治療製剤のR6定期接種R7定期接種実施のための予算決議という客観面から積極的加害の意思という確定的 刑法38条故意・刑法208条刑法62条故意の要件充足推定される。20250722厚労大臣会見で接種動向終了時期が確認された。・2022年4月 従来株対応の4回目から60歳未満一般は終了・2023年4月 追加接種(オミクロン株対応)で65歳未満一般は終了・2023年9月 従来株対応初回を含む全てで65歳未満一般は終了・2024年3月 全ての人が終了。接種動向終了以降はとくに、自治事務において自らの判断で有害事象率の高いレプリコンを含む定期接種・定期接種予算決議を行っており積極的加害の意思という確定的 刑法38条故意・刑法208条刑法62条故意の要件充足推定される。

自治体によってはレプリコン死亡率15%のところもある

20260404衆議院財務金融委員会では度々言及された松戸市はR6年コロナワクチン定期接種の情報開示累計(50万人人口松戸市)23961人接種で761人接種後死亡・Mejitsuka レプリコンが90人接種12人死亡し、死亡率13,33%

「知らなかったという抗弁は成り立たない。知るべきであったが基準であるから、情報のアクセスがあったはず。後遺症が出てからの行動は間違いなく「故意」の行動である。法で裁かれるべき。」 by 米国有資格者弁護士ご発言引用元:最高裁憲法問題を追及されていた故生田弁護士講演動画SNS投稿が削除されたので、引用元は住民訴訟事実審口頭弁論最終時直前に明かします。

前提としての本犯共同正犯の刑法38条故意が推定される要因 (巳 9 号証 damage413135148 damage135148mp sheet P補助率突らん部分から一部抽出)

(レ) い 20150313
農林水産省 website 農研機構「PCR検査は、病原体の特定は不可能」を20150216ドイツ最高裁判例 12 U 63/15により対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存と事実認定される。は Corman Drosten detection of 2019 coronavirus 論文において「単離株や感染患者からのサンプルなしで」填寫配列特定 (に上掲復旦大学論文MN908947,1配列 digital DATA再現性なし 後20200131感染研強田隆宇所長が記者会見で、「ウイルスのみを取り出したのはない」と回答へ 20200311厚労省・医師会によりインフルエンザの検査を行わないよう通知し死因の付け替え と20200818「PCR陽性であれば、コロナ死で報告せよ」は2000年4月1日に施行された改正地方自治法により事務連絡通知に従う義務なし ち2021年2月15日(月)9時以降 厚労省コールセンター稼働開始 科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応されている、と公式アナウンス

(レ) い 20200908日本消費者連盟カルタヘナ条約違反について公開質問状 い2 20201210事務連絡通知無効・2000年4月1日施行された改正地方自治法により事務連絡通知に従う義務なし い3 BMJの Peter Doshi氏プロセス治療除外5倍に言及され、本間医師や近藤誠医師もblogや著作物で言及 い4 2021年2月に日本の厚労省が明らかにしたファイザー社ワクチンの体内動態研究結果(乙35)により厚労省担当者に偽害の故意あり 2021年5月10日/内閣府参加を務める高橋洋一憲法大教授「日本はこの程度の「さきざき」発言・当時、欧米で死傷者が報告されていたが、米国のRenz弁護士は「人工呼吸器やシムデンベルで救われた人がコロナ死に計上されている」とご発言・引退された英国の元医師著作家Coleman氏は「人工呼吸器やミザドラムで救われた人がコロナ死に計上されている」とご発言されていた(2022/08/18 14:14:00 FM受領済 日弁連あて要領書で原告言及済)、米国外科医協会AAPSの分析によると欧米の病院施設でコロナ患者を回転させると多額の補助金が獲得できたからとのことである。は 医療従事者対象先行接種に一定数死者 に20210517サンケイスポーツ 岡田新海大学名誉教授「ワクチンではなく、『遺伝子治療』と呼ぶべきだ」ほ 20210810荒川共博士もし正しく名称をつけると「トランスジェネックス/バイク遺伝子注射」へ 20200825「福井県権金インターネット録音配信 第417回 令和3年6月 定例会 6月23日一般質問 県議会自民党 斎藤新穂県議会議員 と令和3年6月28日第4回医薬品等行政評価監視委員会サリドマイド薬害被害者支援委員会提出による令和3年6月23日ワクチン分科会第62回会合資料言及・この時期20210518までの接種後死亡報告は355件・平成30年インフル5250万回接種して3人が亡くなっているため、死亡率は1760万回に1件新型コロナワクチンの短期的死亡リスクは、インフルワクチンの220倍(死亡報告2000件前後でほとんど数字が動かなくなっていたが、PMDA死亡報告FAX送着の内部報告が国民連合に届けられていた)と20210529米国接種回数2.9億回に対する接種後死亡報告5165件はインフルワクチンの310倍。「過去20年間のあらゆるワクチンによる死者の合計数」を上回り20210529時点のVAERS死者数(5165人)は、過去30年間の全ワクチンVAERS死者数を僅かに上回る・20210529米国VAERS死亡以外の短期的有害事象の発生数は、29万4801件。は2. 20210624 特別承認取り消し訴訟提起直前 医師や地方議員450人中止要領書 サンケイスポーツ は3 20220329立憲参議院川田議員がprocess1乙11言及 は42022年3月23日、マルコム・ローネーツ案州上院議員が主催するCovidUnderQuestion(コロナ危機検証会)でJulian Gillespie元弁護士が、人々に注射されているプロセス2は、承認前に臨床試験されたものと同じではない、と証言・その後各国海外議員が公聴会等でプロセス2未治療承認と発言されている 後 20220628 pfizer5か月後論文発行・Kennedy弁護士が全死因死亡率が23%高いと言及 へ ノビックス以外陽性化されておらず最小毒性量:LOAEL(Lowest Observed Adverse Effect Level)推奨量の3000倍「30ug毒性量を投与」

ii 上記 i により、民法709条故意件充足推定される

(1)重大性明白要件充足 無効 (2)公序良俗違反要件充足 無効により「相当の権限と合理性を有する法解釈に依拠」しない点 by 平成3年1月10日の仙台高等裁判所判決非該当という結果の認定が推定されるので、民法709条故意の要件充足推定

厚労省による刑法156条158条推定「未記入を未接種」未入発覚後クリーンハウスの原則により適法性の推定が働いていないにもかかわらず、市長・保健医療部長・疾病対策課長・健康増進課長・審査委員・議会構成委員により、立証責任不存である旨の立証不作為であるので(ccpr国際規約19条違反推定公文書不公示決定)、立証責任は議会構成員にある。

(リ) 過失

仮に故意がない場合、地方自治法100条の調査権行使を怠った過失が認められる。厚労省が開示請求書受理日空欄にする等ccpr国際規約19条違反推定違法開示行政を行っており180日以上開示不開示決定不作為状態が継続することも稀ではないが、監査が虚偽公文書作成等により理由不備判断遅延による業印だったとしても議員監査委員を経由して証拠乙37を受領後(巳 12 号証 20250219厚労省発給0219第80号)等入手する等100条調査権行使することが可能であった。

相当期間内地方自治法100条調査権行使の懈怠 (子)部分 正犯の故意推定される要因にはほへと等について、機能獲得研究に投資していたgoogle.org 関連会社googleやAmazon等の憲法21条2項違反検閲があったので、過失認定される可能性はある。

C 損害の発生 本件執行行為等により、川口市に不当利得返還債務元本等財産価値の毀損が生じた。

直接損害

イ子算決議 立法事実不存により議決権限ないので議決による費用元本相当額全額が損害にあたる。

口無効確認不作為

無効確認不作為による、不当利得返還されるべき費消元本相当額戻損と法定利息3%遅延利息が損害にあたる。

八 議決不作為

議決不作為による、不当利得返還されるべき費消元本相当額戻損と法定利息3%遅延利息が損害にあたる。

各号監査請求において理由不備判断選監監査結果決定により損害額は「不明」となるべきところ、損害に及しない理由不備判断選監監査結果が繰り返されている(刑法156条158条推定・憲法31条違反)

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在推定により、国は国庫補助金等を支給する権限なし。令和2年4月7日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」創設閣議決定(4月20日変更)も無効である。無制限者により、補助金が支給されたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は直接適用されない。よって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定されている取消権等は無関係であり、補助金交付決定取消権及び補助金の返還請求権の消滅時効5年は適用されず民法の規定が適用されるのが原則である。

間接損害

特定民族genocide論(日本の場合は日本人大和民族genocide)により、埼玉県や川口市で日本人数千人の人口減少がそのまま数千外国人に置き換わったことがSNS等で話題となっている。埼玉県や川口市で起きていることは日本で起きていることの象徴であるとして埼玉県や川口市に選挙権ない方たちが市長や市長をリコールしろなどと主張されているが「得票率」リコール要件となっている

IPSSの林玲子氏論文「コロナ死亡だけで死亡総数の増加を説明しない」

20251010厚労大臣会見で20251003IPSS「月別に拡張した「日本版死亡データベース」による死亡率の期待値と実績値の乖離分析」から死亡増確認され、死因別で、コロナ、心筋症、老衰、その他、悪性新生物の順で増えていることを大臣が明示

因果関係認定については 副反応検討部会α・β・Γ 因果関係認定ご担当者さまが、特例承認申請書類の黒塗り不明成分・黒塗り製造工程部分を開示されて因果関係認定評価を行っているわけではない(PMDA回答)のであるから因果関係認定無効である。

ワクチンと呼ばれる、病原性未証明「生物兵器」病原体遺伝子治療接種が先行した米国で障害者20%増加 その他警察の死体取扱数・老衰激増等「巴2号証 国債」参照

国民連合がコホートもしくはRCTの大規模dataを公開後、海外からも大規模dataが検証されている。初回唯一のメーカー製臨床試験エビデンスは国際基準50%以上6ヶ月以上の基準に満たないまま承認。

ドイツでも史上最低の出生率を更新しているが、2014年の日本国内出生数100万人が2024年で69万にまで減らされた。イーロンマスク氏も日本は消滅する、と発言されている。同じ減少割合が続く場合は2034年47, 61万人だが2034年で出生数38万にまで減らされることを最悪の事態として想定すべき

日本の国産期の死亡、つまり胎児や新生児の死亡が2024年に爆増

D 因果関係 本件表決行為がなければ違法な支出の防止が可能であり、損害は発生しなかった。賛成表決は損害の直接的な原因である。

E 民法719条の適用 本件表決行為は、議会多数による共同不法行為に該当し、民法719条に基づく連帯責任が発生する。

第3 川口市の損害賠償請求権とその不行使の違法・不当性

A 損害賠償請求権の発生

上記不法行為により、川口市は賛成票を投じなかった議員除く議会多数議員に対し、民法709条-719条に基づく損害賠償請求権を有する。損害額は元本未確定法定遅延利息3%であり、請求権の行使は可能かつ現実的である。

B 不行使の違法・不当性

川口市市長は、公文書開示請求不開示決定(ocpr国際規約19条違反推定)、調査の懈怠により、損害賠償請求権の行使を怠っている。

この懈怠は、地方自治法138条の2の誠実義務、財政健全化の義務に違反し、違法である。

仮に違法性が認められない場合、損害回復の必要性を無視した不合理な判断として不当である。

C 憲法・判例上の裏付け

合理的な理由なく請求権を放棄することは、住民の利益を損ない、違法と評価される。

損害賠償請求権不行使の違法性

https://www.courts.go.jp/app/mes/hanrei_ip/340/008340_hanrei.pdf

不当利得返還請求権不行使の違法性

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=16351

憲法83条(地方公共団体の財政健全性の確保):公金の適正管理義務を怠ることは、憲法違反の疑いがある。

第4 請求の内容

川口市市長に対し、賛成票を投じなかった議員のぞく議会多数に対する損害賠償請求(民法709条、719条)の実施を命じる措置。

損害の回復、および今後の同種事案の再発防止のための措置(例:議案審査基準の明確化、議員研修の実施)。

本件監査請求を受けて、監査委員による調査および勧告(地方自治法242条4項)。

第5 結語

以上の理由により、本件表決行為は民法709条・719条の不法行為を構成し、川口市に損害賠償請求権が発生している。市長がこの請求権の行使を怠ることは、地方自治法242条1項の「違法または不当な必要な措置を怠る事案」に該当する。よって、監査委員に対し、上記趣旨の措置を求める。

補足

請求人は、必要に応じて監査委員によるヒアリングに応じる。

本請求に関する追加資料の提出が可能である。

この監査請求書は横浜市が受理・監査結果表明した棄却決定文に引用された判例をもとに複数のAIが作成・検証修正したひながた9割部分をもとに1割加筆修正して作成された監査請求書である。監査委員による一部請求不受理・理由不備判断選取棄却決定は住民監査請求前置法令違憲の主張の証拠となるであろう。

参考文献書類

議員に対する損害賠償請求が認定された判例は地裁判例しかなく、その後控訴審以降で和解案件になったものばかりであるとのAI回答である。

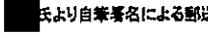
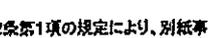
已0号証等 川口赤紙ワケン竹やりマスク違憲違法無効住民訴訟訴状 訴状変更申立書 川口市上告理由書等は民法25条・行政事件訴訟法37条の5・2016年改正「新4号訴訟」・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」準拠された裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務取扱要綱・国賠法1条1項法令違憲の主張が記載されたので参考添付。

20251114訴状変更申立書(20251114city19henkou.pdf)86号126号53号57号99号115号36号135-148号までの監査請求書記載事項と86号126号53号57号99号115号36号135-148号までの監査請求書に対するからし色追記部分はこの最新住民監査請求書で主張済とする。

添付物

已各号証 各1通 DVD

請求人:

住所 
 氏名 
 住所 
 氏名 氏より自筆署名による郵送予定

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

川口市監査委員 御中
川口市議員推薦請求書 提出日:2025年11月14日

請求期間: 行為または懈怠から1年以内(242条2項)の要件についてwhitehouseが研究所起源説を追認したのが2025年4月18日であるので正当理由あり

監査委員による監査に代えて弁護士による慰別外御監査契約に基づく監査によることを求める理由:

I 有資格者監査委員による刑法158条158条偽公文書作成行使共同正犯行為が繰り返し行われているので、住民監査請求前置は憲法31条違反法令違憲の主張が最新改訂版抗告理由書等に追加されている

II 監査委員は違法と責任の区別がつかない「違法」の意味が理解できないので、監査能力なし。複製AIによる合議のほうがましである。

III 理由不備・判断遅延結果表明の決定くりかえしは無効。法の支配ではなく完全に「人の支配」

III 監査請求結果を一定期間website掲載不作為(iccpr19条違反推定)

請求の趣旨

川口市市長に対し、議員(賛成票を投じなかった議員除く)による

以下記例示列挙された事業費含むR2R3R4R5R6コロナ関連予算決議への賛成表決行為(以下「本件表決行為」という)に基づく民法709条・719条の損害賠償請求権を行使することを求める。

「本件表決行為」議決対象事業を下記に例示列挙

///(住民監査請求書添付 damage19 file a0)

新型コロナウイルス感染症対策寄付金

///(住民監査請求書添付 damage19 file a1)

川口市PCR検査事業

///(住民監査請求書添付 damage19 file a2)

発生届受理固定収入等

///(住民監査請求書添付 damage19 file a3)

広報誌広告掲載

///(住民監査請求書添付 damage19 file c0)

上乗せ委託料事業

///(住民監査請求書添付 damage19 file c2)

接種券送付・集団接種会場運営事業

口 R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為に対する民法709条・719条の損害賠償請求権を行使することを求める。

ハ 地方自治法96条1項13号に規定する、不当利得返還元本債務に関する「法律上その義務に属する」議決不作為に対する民法709条・719条の損害賠償請求権を行使することを求める。

ニ 川口市市長が本件予算決議への賛成表決行為による損害賠償請求権の行使を怠っている事実が、地方自治法242条1項の「違法または不当な必要な措置を怠る事実」に該当することの陪認を求める。

ホ 本件表決行為等により川口市に生じた損害の回復、および再発防止措置を講じることを求める。

請求の理由

第1 事案の概要

A 本件予算決議表決行為等

イ エクセルdamage19 file e0
 速意速法無効な下記R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効な予算支出が審議され、議会多数が賛成議決を行った(以下「本件議決行為」という)。A(要約
 Grok3 による予算決議対象 要約

令和2年度(R2)予算決議日

- 当初予算: 令和2年2月定例会(2月19日~3月25日)、令和2年3月25日。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和2年5月臨時会、令和2年5月15日(緊急経済対策、事業者支援)。
 - 第2号: 令和2年6月定例会、令和2年6月30日(感染防止対策協力会)。
 - 第3号: 令和2年9月定例会、令和2年9月30日(医療体制強化)。
 - 第4号: 令和2年12月定例会、令和2年12月22日(コロナ追加支援)。
 - 第5号~第6号: 令和3年2月定例会、令和3年3月23日(年度末コロナ対策)。

令和3年度(R3)予算決議日

- 当初予算: 令和3年2月定例会(2月17日~3月23日)、令和3年3月23日(コロナ対策費含む)。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和3年5月臨時会、令和3年5月18日(ワクチン接種支援)。
 - 第2号: 令和3年6月定例会、令和3年6月30日(事業者支援拡充)。
 - 第3号: 令和3年9月定例会、令和3年9月30日(医療機関支援)。
 - 第4号: 令和3年12月定例会、令和3年12月21日(第6波対策)。
 - 第5号~第6号: 令和4年2月定例会、令和4年3月23日(オミクロン株対応)。

令和4年度(R4)予算決議日

- 当初予算: 令和4年2月定例会(2月16日~3月23日)、令和4年3月23日(コロナ対策継続)。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和4年6月定例会、令和4年6月30日(コロナと物価高騰対策)。
 - 第2号: 令和4年9月定例会、令和4年9月30日(感染再拡大対応)。
 - 第3号: 令和4年12月定例会、令和4年12月20日(医療体制維持)。
 - 第4号: 令和5年2月定例会、令和5年3月22日(5類移行準備)。

令和5年度(R5)予算決議日

- 当初予算: 令和5年2月定例会(2月15日~3月22日)、令和5年3月22日(5類移行後対策含む)。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和5年5月臨時会、令和5年5月23日(5類移行支援策)。
 - 第2号: 令和5年9月定例会、令和5年9月29日(感染傾向監視)。
 - 第3号: 令和5年12月定例会、令和5年12月20日(医療費支援)。
 - 第4号: 令和6年2月定例会、令和6年3月22日(コロナ関連最終調整)。

令和6年度(R6)予算決議日(2025年3月23日時点)

- 当初予算: 令和6年2月定例会(2月14日~3月22日)、令和6年3月22日。
- 補正予算(新型コロナ対策関連含む):
 - 第1号: 令和6年6月定例会、令和6年6月28日(感染症対策継続)。
 - 第2号: 令和6年9月定例会、令和6年9月27日(コロナ関連費縮小)。
 - 第3号: 令和6年12月定例会、令和6年12月20日(感染症対策最終化)。

第4号以降: 令和7年2月定例会(2月~3月予定)、令和7年3月21日頃(推定、コロナ対策はほぼ終了)。

ロ エクセルdamage19 file e3 R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為 議会・議会構成員は住民監
 査請求人・埼玉県知事等から調停申し立て人からの公開質問状に回答する義務はないが、公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対
 策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返答せずに、R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為を継続している。

ハ1 エクセルdamage19 file e4 地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為 地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」とことは、普通地方公共団体が国家賠償法あるいは民法の規定により損害賠償責任を負う場合を指す。

議決不作為 議決不作為は住民監査請求人・埼玉県知事等が団体申し立て人からの公開質問状に回答する義務はないが、公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型コロナウイルス等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せずに、R2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為を継続している。(シ)(ク)(シ)(ド)(フ)(フ)(シ)(シ)(シ)等・立法事実不存在により民法703条「法律上の原因なく」要件充足する。「法律上の原因ある」旨の否認・抗弁・反証証拠も提出であったが、38号監査と議決への公開質問状送付を前提としたsmall開会において立法事実存在の抗弁も提出という客観面(行為)により、「法律上の原因なく」要件充足推定。下記は限定列举ではなく例示列举とする

/// 受任者市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者兼公法上の任用契約使用者である川口市に寄付金事業等(住民監査請求書 damage19 file a0)における元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。寄付金寄贈者に対する川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための県議会による議決不作為を継続している。 /// 受任者市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者兼公法上の任用契約使用者である川口市にPCR補助金事業等(damage19 file a1)におけるPCR補助金元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。。補助金交付者である国に対する川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための県議会・議決不作為を継続している。 /// 市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者川口市に上乗せ委託補助金事業等(damage19 file c2)における元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための県議会・議決不作為を継続している。 /// 市長含む担当者受任者職員による民法703条不当利得返還請求権行使不作為による、民法703条不当利得返還債務不履行が受任者川口市に接種券交付・接種会場運営等(住民監査請求書 damage19 file c2)における元本返還債務不履行民法709条民法719条責任を発生させる。補助金交付者である国に対する川口市の元本返還債務不履行民法709条民法719条責任が地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」に該当するにもかかわらず、損害賠償債務を履行するための県議会・議決不作為を継続している。

ハ2 エクセルdamage19 file d 民法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為。なお公文書開示請求したところ、民法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為の主張に対して「個人情報の訂正の請求が取消の意思表示を受理します」との回答をしたが「民法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為の主張に対して「個人情報の訂正の請求が取消の意思表示を受理します」との意味不明の回答を受理しました。後者は民法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為の主張をしたのですが、ではほかの何の条文(消費者契約法類推?・特定高取引法類推?)で受理しているかの回答なし

本件イロハにより、違法な公金支出、川口市に[不当利得返還債務元本の累積・法定利息3%遅延利息支払い(債務期間の進行)の損害が生じた。川口市は、本件表決行為が不法行為(民法709条、719条)を構成するにもかかわらず、損害賠償請求権の行使を怠っている。

B 請求の対象

エクセルdamage19 file a1 川口市市長が、本件イロハ表決行為等による損害賠償請求権を行使しないことは、地方自治法242条1項の「違法または不当な必要な措置を怠る事実」に該当する。

第2 本件表決行為等の不法行為該当性

A1 前提としての正犯の違法性阻却事由不存在

I 病原性未証明(令和3年7月28日感染研究487号・令和6年3月8日感染研究187号) 遺伝子検出について、病原性未証明・感染症法15条行政検査非該当遺伝子検出について同意不存在。違法性阻却されないで、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪共同正犯構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。予算決議による資金が正犯の「実行を容易にする」要件充足し生命身体に対する何らかの有形力の行使を行っていかなくても資金の拠出は刑法62条ほう助犯を構成する(最高裁昭和39年4月24日判決詐欺補助事件・最高裁平成17年7月15日判決組織的詐欺補助事件等)

II 20250708厚労大臣会見で藤江氏が大臣から治験終了時期を確認され、2021年2月開始時に治験は終了していない点確認された。後援者・県website市website・同意していない接種希望書に治験中の記載なしなので同意不存在。違法性阻却されないで、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪共同正犯構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。予算決議による資金が正犯の「実行を容易にする」要件充足し資金提供者自身が生命身体に対する何らかの有形力の行使を行っていかなくても資金の拠出は刑法62条ほう助犯を構成する(最高裁昭和39年4月24日判決詐欺補助事件・最高裁平成17年7月15日判決組織的詐欺補助事件等)。

民法96条1項による希望の意思表示詐欺取り消し事由・同意不存在事由はccpr17条違反「治験中の告知なし」に限られない点は86号126号53号57号99号115号36号135-148号監査請求書・議会あて公文書開示請求で詳述。また治験終了日以降に治験中に同意存在となるわけでもない。照会不明成分・照会不明製造工程が治験終了日以降も開示されない点、同意不存在であるからである。最高裁昭和56年7月17日判決

A2 違法違法性

予算決議によりワクテンと呼称されている病原性未証明「生物兵器」病原体感染症遺伝子治療製剤の投与強制が可能になっているので処分性あり。本件表決行為は、重大明白要件充足による無効(改正立法目的物/予算決議目的物/供給契約目的物/大臣指示目的物/通知目的物/補助金支給義務目的物/委託契約目的物/実地目的物/広報誌広告目的物等)表示法違反・予防接種法2条非該当・予防接種法第12条違反・予防接種法第14条第1項(令和4年12月9日改正後は改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法第6条第3項の予防接種とされている。)要件非充足・薬機法第56条違反・薬機法66条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器条約違反・製造物責任法違反・カルタヘナ条約違反・憲法13条21条25条31条32条違反・憲法76条3項違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反)含む公序良俗違反による無効(民法90条)

に該当する。

前提としての先行行為の無効性・傷害共同正犯行為構成要件該当違法性阻却事由不存推定検査・採集等の違法性について

地裁原審仮差し止め却下決定等において「ワクチン」表記等、弁論主義違反による無から有とせしめる無形偽造(主目的請求刑法156条刑法158条予備的請求刑法193条刑法194条とする)共同正犯行為が行われたので(ccpr国際規約14条違反推定)、被告兼債務者から、債務者等専らにより否認抗弁反証証拠等提出されていない記載未確定の表記を東京高裁抗告審・控訴審より下記におらためた。

裁判官による憲法41条違反推定弁論主義規定空文化に抵触規定なし法務省・内閣法制局確認済(20250610法務省密公31号 20251007内法総113号 20251007内法総118号 20251007内法総118号)

立法事実不存推定により、

感染症法15条「行政検査」非該当であるにもかかわらず△△(Noun)と呼称されているエラー率不明遺伝子検出

予防接種法2条「ワクチン」非該当であるにもかかわらず○○○○(Noun)と呼称されている「生物兵器」病原体遺伝子治療

予防接種法2条「ワクチン」非該当○○○○を誤挿する④④④④(○○○○をVervに)

【レ0】感染症法65条2法定受託事務非該当であるにもかかわらず、行政△△(Verv)と呼称されている無権限者による違法性阻却事由不存の傷害共同正犯行為(検察による副作用等の可能性が憲法25条違反)

【レ1】予防接種法29条法定受託事務非該当であるにもかかわらず、○○(Verv)と呼称されている無権限者による違法性阻却事由不存の傷害共同正犯行為

【レ0】感染症法65条2法定受託事務非該当であるにもかかわらず、△△***(Verv)と呼称されている権限なき主体厚労省による違法性阻却事由不存の傷害共同正犯行為(検察による副作用等の可能性が憲法25条違反)(先行行為の無効性)

【レ1】予防接種法29条法定受託事務非該当であるにもかかわらず、○○***(Verv)と呼称されている権限なき主体厚労省による違法性阻却事由不存の傷害共同正犯行為(先行行為の無効性)

エラー率不明について: 例えば妊娠検査薬のエラー率を評価するには実際の妊娠がゴールドスタンダードとなるが、病原性未証明(令和3年7月28日感染研発487号・令和6年3月8日感染研発187号)によりゴールドスタンダードなし。但し呼称されている点自体は公知の事実であるといえる。検疫獲得研究に投資してivcgnpple.org関連会社等利益相反のあるplatformerから検閲されていなかった。

【レ1】について20250708厚労大臣会見で藤江氏が大臣から試験終了時期を確認され、2021年2月開始時に試験は終了していない点確認された。検疫省・県website/website・向意していない検疫希望書に試験中の記載なしなので同意不存(ccpr国際規約7条違反推定・最高裁昭和56年7月17日判決)

厚生労働省コロナ相談室0120 565653 回答「新型コロナウイルスを科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応している。このことは厚労省ホームページには記載していない。」科学的に証明する資料なく、あるものとして対応されている病原体に対する指定感染症指定機関・科学的に証明する資料なく、あるものとして対応されている病原体に対する○○○○(予防接種法2条「ワクチン」)の定義にあたらぬ○○○○と呼称されている遺伝子治療かつ、がん原生試験・遺伝子検査に必要な検疫医薬品(特例承認後限なし・大臣指示権限なし)を自認しているからwebsite掲載してはならないのか? 後ろ盾いところがないればwebsite掲載可能なはずである。日本の場合王様は最初からハダカだった。

王様は最初からハダカだった原因

承認済有資格者「自宅で自己採取したスワブを郵送できる2類感染症とは意味不明である。郵便法に犯れるので生きた感染症媒体は郵送できないはず。」・検疫医師会長「検疫でコロナ感染1例もなし」・世界一密な朝夕通勤電車で規制なし・風俗営業で規制なし・2020年超過死亡マイナス・インフル検査抑制による死因の付け替え

存在することが前提とされている?(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)もしくは法定病原体ではない病原体感染症に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存のため特例承認医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・予防接種法附則抄第7条要件非充足・予防接種法第6条第3項要件非充足・予防接種法29条「法定受託事務」非該当により「法定受託事務」***(違憲違法無効)***(目的物医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・***(目的物)予防接種法附則抄第7条要件非充足・***(目的物)予防接種法第6条第3項要件非充足・***(目的物)予防接種法2条「ワクチン」非該当・***(目的物)表示法違反・***(目的物)告知目的物薬法66条68条違反・***(目的物)薬法第68条の10第1項違反・***(目的物)薬法第56条違反・***(目的物)生物兵器条約違反・***(目的物)製造物責任法違反・***(目的物)カルタヘナ条約違反・予防接種法第12条違反・予防接種法施行規則5条の2違反・医師法予防接種法23条3項第5項医師法第1条の4第2項違反・憲法13条憲法25条憲法29条憲法31条憲法76条3項違反憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反→ただし立法事実不存の抗弁が提出された場合に感染症法予防接種法等が適用となる)なので刑法各罰条・民法719条415条違法性阻却事由不存が推定される。(厚生労働省が接種後の有効性に関して打っても発症するという「ブレイクスルー感染」なる標語を標ぼうしていたので、有効性なしを自ら認識)

存在することが前提とされている?(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体(健感発0210-5号)もしくは法定病原体ではない病原体感染症に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存のため特例承認医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・予防接種法附則抄第7条要件非充足・予防接種法第6条第3項要件非充足・予防接種法29条「法定受託事務」非該当により「法定受託事務」○○(違憲違法無効)***(目的物)医薬品医療機器等法第14条の3要件非充足・○○(目的物)予防接種法附則抄第7条要件非充足・○○(目的物)予防接種法第6条第3項要件非充足・○○(目的物)予防接種法2条「ワクチン」非該当・○○(目的物)表示法違反・○○(目的物)告知目的物薬法66条68条違反・○○(目的物)薬法第68条の10第1項違反・○○(目的物)薬法第56条違反・○○(目的物)生物兵器条約違反・○○(目的物)製造物責任法違反・○○(目的物)カルタヘナ条約違反・予防接種法第12条違反・予防接種法施行規則5条の2違反・医師法予防接種法23条3項第5項医師法第1条の4第2項違反・憲法13条憲法25条憲法29条憲法31条憲法76条3項違反憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反→ただし立法事実不存の抗弁が提出された場合に感染症法予防接種法等が適用となる)なので刑法各罰条・民法719条415条違法性阻却事由不存が推定される。(厚生労働省が接種後の有効性に関して打っても発症するという「ブレイクスルー感染」なる標語を標ぼうしていたので、有効性なしを自ら認識)

違憲・条約不遵守・違法な事業を目的としており、地方自治法96条の議決権限を逸脱。賛成表決は違法な議案を承認する行為であり、違法性が明白である。

招請の要件「相当の報酬と合理性を有する法解釈に依拠」平成3年1月10日の仙台高裁控訴部判決していれば違法性の要件充足しない

下記の (1)重大性明白性要件充足 無効 (2)公序良俗違反要件充足 無効により「相当の報酬と合理性を有する法解釈に依拠」非該当

(1)重大性明白性 要件充足により 無効

I 感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在により指定感染症指定・国会予算決議・発生應受理・待命承認・供給契約・事務連絡通知・大臣指示・委任契約等先行行為無効(主目的請求 先行行為の無効性 予備的請求 先行行為違法性とする)により△△・〇〇のための予算決議権限なし。無権限者による予算決議であり重大性明白性要件充足し無効

立法事実存在不存在は主要事実ではないので立法事実存在の抗弁不提出であっても住民訴訟等で強制自白は成立しないが、国会(公開質問状)・市長・保健医療部長・疾病対策課長・健康増進課長・監査委員などにより立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在推定。

II 仮に立法事実が存在する場合でも指定感染症指定無効

仮に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実が存在する場合でも、厚労省発令0219第80号で開示された第36回厚生科学審議会感染症部会持ち回り審議(新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定)において審議に関わった関係者に配付された全ての文書において、感疫研の分譲報告は含まれておらず(已 12 月 31 日 20250219厚労省発令0219第80号)、分譲報告を指定感染症指定の根拠にしていないのであるから指定感染症指定は「重大性明白性」要件充足し無効である。

(2) 公序良俗違反 無効

I 監査は1回の手続きではあるが、直近提出最新訴訟変更申立書記載 86号126号53号57号99号115号36号135-148号感染終了時点で主張した(ウ)の(3A)等「先行行為の無効性」争点についてはこの最新監査請求書で主張済みとする 主目的請求先行行為の無効性 予備的請求先行行為の違法性とする。

II 「虚偽の風説の流布」(米国2003年反市場濫用指令1条)・「風説の流布」(金融商品取引法第158条)

公衆衛生は無関係であるにもかかわらず感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等を根拠とした予算決議はあかも公衆衛生と関係があるかのような表明行為であり表決行為は「虚偽の風説の流布」(米国2003年反市場濫用指令1条)・「風説の流布」(金融商品取引法第158条) 補助行為該当推定される。

仮にSarsCov2が(厚労省発令0219-5号で定義された法定病原体と同等された場合

南アフリカのWHO脱退法案の前文

>>東欧の、あるいは詐欺的なパンデミックやその他のスキームが、貧困層や労働者階級から億万長者や企業に富を移転しているという証拠があり、WHOの権利行為への支援によって可能になっている。



>>2020年2月4日、FDAとHHSは緊急使用許可(EUA)と公衆緊急事態準備法(PREP Act)の発動根拠を宣言。

製造輸出国米国、英国、東州、加州、阿、独、伊におけるCOVID-19対策における軍と情報機関の連携を可能にしたCBRN(大量破壊兵器)緊急事態に関する2つの宣言

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-02-07/pdf/2020-02496.pdf>

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-17/pdf/2020-05484.pdf>

SARS-CoV-2は当初から自然発生の病原体ではなく生物兵器として扱われていたという証拠である。EUAは本来、化学・生物・放射線・核(CBRN)兵器による攻撃に対する緊急対応として設計された法的枠組みであり、季節性インフルエンザのような自然発生の感染症を想定したものではない。OTA契約の下では、武器システムの「試作品開発」として分類され通常の医薬品に適用される現行優良製造基準(cGMP)規制、第1~3相臨床試験の法的要件、安全性データの独立検証などが一切適用されない。ワクチンと呼ばれる「遺伝子製剤」が、法的には「武器の試作品」として扱われ、民間医薬品としての安全性基準を満たす義務を負っていなかった。PREP Actによる完全免責である。製造、流通、投与に関わるあらゆる当事者が法的責任を免除。軍事技術の民間人口への無許可人体実験に他ならない。しかも、EUAとPREP Actによる法的保護により、この人体実験の結果について誰も責任を負わない完璧な免責体制。

機能獲得研究と医療対策開発が同一のネットワークによって推進されてきた。エコヘルス・アライアンスの資金源分析によれば、総額1億1,800万ドルの政府資金のうち4,200万ドルが国防総省から、6,500万ドルがUSAID(CIA代理機関)から提供されている。公衆衛生機関からの資金は相対的に少なく、この「健康研究」組織の実質的な性格が軍事・情報活動であることを示している。

引用元: The Deep State Goes Viral; Pandemic Planning and the Covid Coup by Brown Stone Institute ISBN-10 1630692998 ISBN-13 978-1630692995

>>EUA(緊急使用許可)は、化学・生物・放射線・核(CBRN)剤による攻撃の場合のみを対象とし、通常のウイルス感染症の拡大には適用されない。EUAプロセスでは、治験審査委員会の承認、インフォームド・コンセント、製造品質管理の基準などの通常の医薬品規制は適用されない。製造輸出国政府はCOVID-19を「動物由来ウイルス性呼吸器感染症」と偽り、国家安全保障会議(NSC)が対応を主導した。オペレーション・ワープスピードは国防総省が主導し、その他の取引権限(OTA)を利用して規制を回避した。アストラゼネカの幹部会議の音声記録によれば、同社は2017年から国防総省と協力関係にあり、2020年2月4日にCOVID-19が「国家安全保障上の脅威」に分類された。FDA承認済みとされたワクチンは実際にはEUA版であり、承認済み版は米国では出荷されなかった。これにより、PREP法による免責措置を維持しながら、ワクチン接種義務を強制することができた。VAERSデータの分析を通じて、COVID-19ワクチンは季節性イン

ンフルエンザワクチンと比較して、1ロットあたり15~41倍の重篤な有害事象と40~152倍の死亡例を示したことを発見した。ロット間のばらつきは約1000%に及び、これは医薬品の製造管理および品質管理に関する基準(cGMP)に準拠していないことを示していた。

引用元:資本家を被告とするオランダの民事訴訟で、原告から証人申請されたsasha 氏substack 記事より引用

なお、住民監査請求人兼住民訴訟原告は今までの各号監査請求において病原体自体の「生物兵器」性は主張していなかった。20210509内閣府参与高橋洋一氏「日本はこの程度の『fさざ波f*。』発言をされた頃、死傷者数が多いとされていた欧米でもRenz弁護士「病院内で人工呼吸器やレムデニベルで殺された患者さんたちがコロナ死で計上されている」発言等があり、日本国内では厚生省・医師会のインフルエンザ検査をするなどの事務連絡通知により、死因の付け替えが行われていたからである。

参考: 3週間で世界同時発生した謎:COVID死亡の真犯人は病院だった(2025年最新デニス・G・ランケール論文)

>>SersCov2開発には、米国のバイオ戦争の本拠地であるフォート・テトリックの国防総省が関与していたという文書化された証拠があります。Kennedy弁護士はの著作物に証拠として提出済。FDAは武器の開発を支援し、今では私がフランケンシュタインと呼ぶものを承認しています。ワクチンとは呼びません。

引用元:資本家を被告とするオランダの民事訴訟で、原告から証人申請されていた故Francis Boyle博士interview 記事より引用

USAID等にfundingされた機能獲得研究とやらにより得られた人工改造病原体(病原体名称あるが病原体未証明)自体が「生物兵器」と定義されていたということである。感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在によりそのような病原体未証明「生物兵器」病原体感染症に対する感染症指定機関・病原体未証明「生物兵器」病原体感染症に対するワクチンと呼称されている遺伝子治療薬の特例承認権限なし。仮に何らかの加害物質による有形力の行使があった場合はサリン事件のような刑事事件対応案件である。先行行為の無効性の要件充足推定される。

独立国として日本より比較的多くIndiaは3回目以降は供給契約締結を断っている。世界でいちばん最初に人体実験させられたイスラエル等の先行指標統計等を考慮したものと推定される。

II 憲法9条違反 改正立法目的物・予算決議目的物・特例承認目的物・供給契約目的物・大臣指示目的物・通知目的物・補助金支給役務提供目的物・委託契約目的物・実施目的物・広報誌広告目的物等カルタヘナ条約違反生物兵器条約違反により憲法9条違反 湾岸戦争時に米軍兵士を中心とする多国軍兵士にイラク軍による生物化学兵器攻撃対策と称して、様々な混合ワクチンと実験用薬物が強制的に投与された。このときワクチンの接種を拒否したフランス軍の兵士達は、甚大な被害を一切受けなかった。

III 憲法13条違反 20250708厚労大臣会見で藤江氏が大臣から治験終了時期を確認され、2021年2月開始時に治験は終了していない点確認された。接種券・県website市website・同意していない接種希望書に治験中の記載なしなので同意不存在。予算決議によりワクチンと呼称されている遺伝子治療が強制可能になっているので、予算決議に処分性あり。20251010厚労大臣会見で超過死亡の発生がipss公式統計直及とともに確認された。ワクチンと呼称されている遺伝子治療製剤接種が先行した米国で障害者20%増加

a 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が薬損されているにもかかわらず、裁判所において憲法条文・民法が空文化され裁判を受ける権利・納税者訴訟を提起する権利が全く保障されていない点(憲法31条違反・憲法32条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

裁判所が根拠規定なく弁論主義規定を空文化している(憲法41条違反推定)点については、根拠規定ない点につき法務省あて公文書開示請求(202505223法務省秘公23号・20250610法務省秘公29号・20250610法務省秘公30号・20250610法務省秘公31号・20250702法務省秘公36号等)・内閣法制局あて公文書開示請求20251007内法総113号 20251007内法総119号等)にて確認済

b 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が薬損されているにもかかわらず、無権限の高裁15民事部裁判官に公文書偽造行使され、裁判を受ける権利が保障されていない点(憲法31条違反・憲法32条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

高裁15民事部裁判官が根拠規定なく公文書偽造行使している(憲法41条違反推定)点については、根拠規定ない点につき法務省あて公文書開示請求・内閣法制局あて公文書開示請求確認済(現在審査請求中)

c 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が薬損されているにもかかわらず、文書不開示により裁判を受ける権利・実質的審査請求を受ける権利が保障されていない点(憲法21条違反・icppr国際規約19条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

d 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が薬損されているにもかかわらず、有資格監査委員による虚偽公文書作成行使により実質的住民監査請求を受ける権利が保障されていない点(憲法31条違反・icppr国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望書に不利益事項告知なし。

o 憲法29条で保障されている、最も重要な財産権である納税者の生命・身体が侵害されているにもかかわらず、最高裁憲法裁判による憲法76条3項違反により独立した第三者機関による裁判を受ける権利が保障されていない点(憲法32条違反・ICCPR国際規約14条違反)、接種券・県website市website・同意していない接種希望者に不利な事項告知なし。

なお厚生保護法法令違憲判決では百圓の手術と換ったという欺罔が個別の訴訟の中で事実認定されたが、ワクチンと呼称された遺伝子治療・治療中の告知なし・Peter Doshi氏書及プロセス1治療除が5倍・承認された薬剤がプロセス1で間違いに投与された薬剤がプロセス2(252人のみで試験され公式data非公開・承認外成分含有)・未記入を未接種に参入等も欺罔と事実認定されるか否かが住民訴訟の課題である。

v 法令違憲判例違反・適用違憲判例違反

イロハ旧厚生保護法法令違憲判例違反・らい予防法適用違憲判例違反

(3)その他判例について 「数量性の限界を明らかに逸脱」裁判平成6年9月23日判例は有権者である場合の判例であって、無権限の場合には適用されない。各号住民監査請求において、議員の解決行為の対象となる市長・保健医療部長・疾病対策課長・健康増進課長とのらを主体とする後行行為財務会計行為とその先行行為専断行為・先行行為法律行為等について、監査請求人が主張した先行行為の無効性について、市長などによる弁明書提出不作為・監査委員による虚偽公文書作成行使等により、「無権限者が有権者であることを立証せずに数量性を主張している。

B 故意または過失

(7)故意の要件

i 刑法38条故意・刑法62条故意の要件充足推定

a1 資金提供時の犯罪認識について 2021年2月15日9時AM 厚労省コールセンター0120 565653稼働開始「新型コロナウイルスを科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応している。このことは厚労省ホームページには記載していない」。この点「大量破壊兵器はなかった」があとから判明した事例とはちがいが、当初から「大量破壊兵器はなかった」のである。薬機法66条違反「検査」表記という客観面追認により予算決議時に正犯による傷害共同正犯実行行為を認識していることが推定される

a2 資金提供時の犯罪認識について clinicaltrials.gov等で治験終了日は公開されていたので「接種券・県website市website・同意していない接種希望者に治験中の記載なし」という客観面追認により予算決議時に正犯による傷害共同正犯実行行為と結果の認容を認識していることが推定される

b 相当期間内にロR2R3R4R5R6コロナ関連予算決議無効確認不作為・ハ1地方自治法96条1項10号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為・ハ2地方自治法96条1項13号に規定する「法律上その義務に属する」議決不作為という客観面から 刑法38条故意・刑法247条刑法62条故意の要件充足推定される

c 86号126号53号57号99号115号36号135-148号監査請求人が証拠乙37を提出した126号監査時点から、対照実験を行うことが原始的不能により、存在することが前提とされている？法定病原体(新型コロナウイルス)・病原体未証明「生物兵器」病原体SarsCov2に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出することは、客観的に原始的不能である。住民監査請求が請求棄却だったとしても議員監査委員を経由して証拠乙37にもとづく予算決議無効確認を行うことが可能であるにもかかわらず予算決議無効確認不作為を継続しているので、刑法38条確定的故意・刑法247条刑法62条確定的故意の要件充足推定される

d住民監査請求人・埼玉県知事あて調停申し立て人からの公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せずに、病原体未証明「生物兵器」病原体感染症5期定点発生届受理含む固定費投入R7予算決議という客観面から積極的加害の意思という確定的 刑法38条故意・刑法208条刑法62条故意の要件充足推定される。

住民監査請求人・埼玉県知事あて調停申し立て人からの公開質問状受領後、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を公開質問状回答として返信せずに、特例承認ではないが違法性を承継する一前変更通常承認されたワクチンと呼称されている病原性未証明「生物兵器」病原体遺伝子治療製剤のR6定期接種R7定期接種実施のための予算決議という客観面から積極的加害の意思という確定的 刑法38条故意・刑法208条刑法62条故意の要件充足推定される。20250722厚労大臣会見で接種動向終了時期が確認された。・2022年4月 従来株対応の4回目から60歳未満一般は終了・2023年4月 追加接種(オミクロン株対応)で65歳未満一般は終了・2023年9月 従来株対応初回を含む全てで65歳未満一般は終了・2024年3月 全ての人が終了。接種動向終了以降はとくに、自治事務において自らの判断で有害事象率の高いレプリコンを含む定期接種・定期接種予算決議を行っており積極的加害の意思という確定的 刑法38条故意・刑法208条刑法62条故意の要件充足推定される。

自治体によってはレプリコン死亡率15%のところもある [REDACTED]

20250404衆議院財務金融委員会何度か言及された松戸市はR6年コロナワクチン定期接種の情報開示累計(50万人人口松戸市)23961人接種で761人接種後死亡 Meijiselka レプリコンが90人接種12人死亡し、死亡率13.33%

「知らなかったという抗弁は成り立たない。知るべきであったが基準であるから。情報のアクセスがあったはず。後遺症が出てからの行動は間違いない(故意)の行動である。法で裁かれるべき。」 by 米国有資格者弁護士ご発言引用元:最高裁憲法問題を巡り争われていた故生田弁護士講演動画SNS投稿が削除されたので、引用元は住民訴訟事実審口頭弁論最終時直前に明かします

前提としての本犯共同正犯の刑法38条故意が推定される要因 (日 8 号証 damage413135148 damage135148mp sheet P補助事実らん部分から一部抽出)

【10】 20150313 農林水産省website産研機構PCR検査は、病原体の特定は不可能とする20160216ドイツ最高裁判例 12 U 63/15により対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不存と事実認定される。は Corman Drosien detection of 2019 coronavirus 論文において「単離株や感染患者からのサンプルなしで」塩基配列特定 (上海復旦大学論文MN908947.1配列 digital DATA再現性なし 20200131感染研協田陸宇所長が記者会見で、「ウイルスのみを取り出したのではない」と回答へ 20200311厚労省・医師会によりインフルエンザの検査を行わないよう通知し死因の付け替え と20200616PCR陽性であれば、コロナ死で報告はよ」は2000年4月1日に施行された改正地方自治法により事務連絡通知に従う義務なし ち2021年2月15日(月)9時以降 厚労省コールセンター稼働開始 科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応されている、と公式アナウンス

【11】 20200908日本消費者連盟カルタヘナ条約違反 について公開質問状 12 20201210事務連絡通知無効・2000年4月1日施行された改正地方自治法により事務連絡通知に従う義務なし 3 BMJの Peter Doshi氏プロセス1治験除外5倍に言及され、本間医師や近藤麻理恵氏もblogや著作物で言及 14 2021年2月に日本の厚労省が明らかにしたファイザー社製ワクチンの体内動態研究結果(乙35)により厚労省担当者に偽書の故意あり 2021年5月10日内閣官房参与を務める高橋洋一憲法大教授「日本はこの程度の『さざん草』発言・当時、欧米で死傷者が報告されていたが、米国のRenz弁護士は「人工呼吸器やレムデシビルで殺された人がコロナ死に計上されている」とご発言・引寄せられた米国の元医師兼作家Coleman氏は「人工呼吸器やミザドラムで殺された人がコロナ死に計上されている」とご発言されていた(2022/08/18 14:14:00 PM 愛媛県 日弁連あて要請書で原書言及済)、米国外科医協会AAPSの分析によると欧米の病院施設でコロナ患者を回転させると多額の補助金が獲得できたからとのことである。 (は 医療従事者対象先行接種に一定数死者 に20210517サンケイスポーツ 岡田新潟大学名誉教授「ワクチンではなく、遺伝子治療と呼ぶべきだ」は 20210610熊川央博士もし正しく名称をつけるとすると「トランスジェネックス/バイク遺伝子注射」へ 20200826「福井県議会インターネット録画配信 第417回 令和3年6月 定例会 6月23日一般質問 県議自民党 斎藤新緑県議議員 と令和3年6月28日第4回医薬品等行政評価監査委員会サリドマイド被害被害者佐藤委員提出による令和3年6月23日ワクチン分科会第62回会合資料言及・この時期20210616までの接種後死亡報告は355件・平成30年インフル5250万回接種して3人が亡くなっているため、死亡率は1750万回に1件新型コロナワクチンの短期的死亡リスクは、インフルワクチンの220倍(死亡報告2000件前後でほとんど数字が動かなくなっていたが、PMDA死亡報告FAX破棄の内部告発が国民連合に届けられていた) と20210529米四接種回数2.9億回に対する接種後死亡報告5165件はインフルワクチンの310倍。「過去20年間のあらゆるワクチンによる死者の合計数」を上回り20210529時点のVAERS死者数(5165人)は、過去30年間の全ワクチンVAERS死者数を僅かに上回る・20210529米国VAERS死亡以外の短期的有害事象の発生数は、29万4801件。は2 20210624 特例承認取り消し訴訟提起直前 医師や地方議員450人中中止要請書 サンケイスポーツ は3 20220329立憲参議院川田議員がprocess1乙11言及 は42022年3月23日、マルコム・ロバーツ蔵州上院議員が主催するCovidUnderQuestion(コロナ疑念検証会)でJulian Gillespie元弁護士が、人々に注射されているプロセス2は、承認前に臨床試験されたものと同じではない、と証言・その後各国海外議員が公聴会等でプロセス2未接種承認と発言されている 証 20220628 pfizer6か月後論文発行・Kennedy弁護士が全死因死亡率が23%高いと言及 へ ノババックス以外弱毒化されておらず最小毒性量:LOAEL(Lowest Observed Adverse Effect Level)推奨値の3000倍「30ug毒性量を投与」

11 上記1により、民法709条故意要件充足推定される

(1)重大性明白性要件充足 無効 (2)公序良俗違反要件充足 無効により相当の根拠と合理性を有する法解釈に依拠しない点 by 平成3年1月10日の仙台高等裁判所判決非該当という結果の認容が推定されるので、民法709条故意の要件充足推定

厚労省による刑法155条156条推定「未記入を未接種」参入発覚後クリーンハンスの原則により適法性の推定が働いていないにもかかわらず、市長・保健医療部長・疾病対策課長・健康増進課長・監査委員・議会情報委員により、立証責任不存である旨の立証不作為であるので(ccppr国際規約19条違反推定公文書不提示決定)、立証責任は議会情報委員にある。

(1) 過失

仮に故意がない場合、地方自治法100条の調査権行使を怠った過失が認められる。厚労省が開示請求書受理日空欄にする等ccppr国際規約19条違反推定違法開示行政を行っており180日以上開示不開示決定不作為状態が継続することも稀ではないが、監査が虚偽公文書作成等により理由不備判断取扱いによる棄却だったとしても議員監査委員を經由して証書乙37を受領後(日 12 号証 20250219厚労省発感0219第80号)等入手する等100条調査権を行使することが可能であった。

相当期間内地方自治法100条調査権行使の懈怠 (7)部分 正犯の故意認定される要因(は)にほへと等について、機能獲得研究に投資していたgoogle.org 関連会社googleやAmazon等の憲法21条2項違反快報があったので、過失認定される可能性はある。

C 損害の発生 本件判決行為等により、川口市に不当利得返還債務元本等財産価値の毀損が生じた。

直接損害

イ予有決議 立法事実不存により議決権限ないので議決による賛消元本相当額全額が損害にあたる。

ロ無効確認不作為

無効確認不作為による、不当利得返還されるべき費消元本相当額棄損と法定利息3%遅延利息が損害にあたる。

ハ議決不作為

議決不作為による、不当利得返還されるべき費消元本相当額棄損と法定利息3%遅延利息が損害にあたる。

各号監査請求において理由不備判断違脱監査結果決定により損害額が「不明」となるべきところ、損害に言及しない理由不備判断違脱監査が繰り返されている(刑法156条158条推定・憲法31条違反)

感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在推定により、因は国庫補助金等を支給する権限なし。令和2年4月7日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」創設閣議決定(4月20日変更)も無効である。無権限者により、補助金が支給されたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は直接適用されない。よって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定されている取消権等は無関係であり、補助金交付決定取消権及び補助金の返還請求権の消滅時効5年は適用されず民法の規定が適用されるのが原則である。

関連調査

特定民族genocide追認(日本の場合は日本人和民族genocide)により、埼玉県や川口市で日本人数千人の人口減少がそのまま数千人外国人に置き換わったことがSNS等で話題となっている。埼玉県や川口市で起きていることは日本で起きていること象徴であるとして埼玉県や川口市に選挙権ない方たちが市長や市長をリコールするなど主張されているが得票率リコール要件となっている

IPSSの林玲子氏論文「コロナ死亡だけで死亡総数の増加を説明しない」 [REDACTED]

20251010厚労大臣会見で20251003IPSS「月別に拡張した「日本版死亡データベース」による死亡率の期待値と実績値の乖離分析」から死亡増確認され、死因別で、コロナ、心筋症、老衰、その他、悪性新生物の順で増えていることを大臣が明示 [REDACTED]

因果関係認定については 副反応検討部会「β-1」因果関係認定に担当者さまが、特例承認申請書類の黒塗り不明成分・黒塗り製造工程部分を開示されて因果関係認定評価を行っているわけではない(PMDA回答)であるから因果関係認定無効である。

ワクチンと呼称されている、病原性未証明「生物兵器」病原体遺伝子治療候補が先行した米国で接種者20%増加 その他警察の死体取扱数・老衰激増等「巴2号証 函件」参照 [REDACTED]

国民連合が「ホートもしくはRCTの大規模dataを公開後、海外からも大規模dataが検証されている。初回唯一のメーカー製臨床試験エビデンスは国際基準50%以上6ヶ月以上の基準に満たないまま承認。 [REDACTED]

ドイツでも史上最低の出生率を更新しているが、2014年の日本国内出生数100万人が2024年で69万にまで減らされた。イーロンマスク氏も日本は消滅する、と発言されている。同じ減少割合が続く場合は2034年47, 61万人だが2034年で出生数38万にまで減らされることを最悪の事態として想定すべき

日本の周産期の死亡、つまり胎児や新生児の死亡が2024年に増増 [REDACTED]

D 因果関係 本件表決行為がなければ違法な支出の防止が可能であり、損害は発生しなかった。賛成表決は損害の直接的な原因である。

E 民法719条の適用 本件表決行為は、議会多数による共同不法行為に該当し、民法719条に基づく連帯責任が発生する。

第3 川口市の損害賠償請求権とその不行使の違法・不当性

A 損害賠償請求権の発生

上記不法行為により、川口市は賛成票を投じなかった議員除く議会多数議員に対し、民法709条・719条に基づく損害賠償請求権を有する。損害額は元本未確定法定遅延利息3%であり、請求権の行使は可能かつ現実的である。

B 不行使の違法・不当性

川口市市長は、公文書開示請求不開示決定(ccpr国際規約19条違反推定)、調査の懈怠により、損害賠償請求権の行使を怠っている。

この懈怠は、地方自治法138条の2の職務義務、財政健全化の義務に違反し、違法である。

仮に違法性が認められない場合、損害回復の必要性を無視した不合理な判断として不当である。

C 憲法・判例上の裏付け

合理的な理由なく請求権を放棄することは、住民の利益を損ない、違法と評価される。

損害賠償請求権不行使の違法性

https://www.courts.go.jp/app/ies/hanrei_ip/340/008340_hanrei.pdf

不当利得返還請求権不行使の違法性

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail/57?id=16351

- マ 憲法83条(地方公共団体の財政健全性の確保):公金の適正管理義務を怠ることは、憲法違反の疑いがある。

第4 請求の内容

川口市市長に対し、賛成票を投じなかった議員のそと議員多数に対する損害賠償請求(民法709条、719条)の実施を命じる措置。

損害の回復、および今後の同種事象の再発防止のための措置(例:議案審査基準の明確化、議員研修の実施)。

本件監査請求を受けて、監査委員による調査および勧告(地方自治法242条4項)。

第5 結論

以上の理由により、本件表決行為は民法709条・719条の不法行為を構成し、川口市に損害賠償請求権が発生している。市長がこの請求権の行使を怠ることは、地方自治法242条1項の「違法または不当な必要な措置を怠る事実」に該当する。よって、監査委員に対し、上記措置の措置を求める。

補足

請求人は、必要に応じて監査委員によるヒアリングに応じる。

本請求に関する追加資料の提出が可能である。

この監査請求書は横浜市が受理・監査結果表明した棄却決定文に引用された判例をもとに複数のAIが作成・検証修正したひながた9割部分をもとに1部加筆修正して作成された監査請求書である。監査委員による一部請求不受理・理由不備判断棄却決定は住民監査請求前置法令違反の主張の証拠となるであろう。

憲法証明書案

議員に対する損害賠償請求が認定された判例は地裁判例しかなく、その控訴審以降で和解案件になったものばかりであるとのAI回答である。

目0号証等 川口赤紙ワケン竹やりマスク違反違法無効住民訴訟原告 原告変更申立書 川口市上告理由書等は民法25条・行政事件訴訟法37条の5・2016年改正「新4号訴訟」・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」準拠された裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱・国賠法1条1項法令違反の主張が記載されたので参考添付。

20251114原告変更申立書(20251114city18henkou.pdf)86号126号53号57号99号115号36号135-148号までの監査請求書記載事項と86号126号53号57号99号115号36号135-148号までの監査請求書に対するかしの追記部分はこの最新住民監査請求書で主張済とする。

返付物

目各号証 各1通 DVD

請求人:

住所

氏名

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。